

高齢者虐待対応マニュアル



令和2年3月 改訂

福島市 健康福祉部 長寿福祉課

目 次

1. 養護者による高齢者虐待対応マニュアル作成の目的	1
・現状認識と未来予測	1
・養護者による高齢者虐待対応マニュアル作成の目的	1
2. 市と地域包括支援センターの役割について	1
・市町村が高齢者虐待対応者に委託できる事務、委託できない事務	2
3. 高齢者虐待対応における各種の会議について	3
4. 高齢者虐待対応帳票の使用方法	4
(1) 帳票のねらいと効果	4
(2) 帳票活用のポイント	5
◎福島市における高齢者虐待システムフロー	6
(3) 高齢者虐待対応段階における帳票使用方法等	7
1-① 総合相談の段階	7
1-② 通報・届出受付	8
2. 高齢者虐待通報・届出受理	8
3. 事実確認前の協議	13
4. 初回コアメンバー会議	15
5. 初回支援計画の実施・評価	17
6. 個別ケース会議（支援計画作成）	18
7. 支援計画の実施	19
8. 個別ケース会議（支援計画評価）	23
9. 終結コアメンバー会議	25
10. 虐待対応の終結	25
☆高齢者虐待対応の Q&A	28
☆高齢者虐待防止のための気づき チェックリスト	33
☆高齢者虐待対応に係る関係法令	35
☆使用帳票	47
☆記入例	69

1. 養護者による高齢者虐待対応マニュアル作成の目的

◆現状認識と将来予測

平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）施行以降、養護者による高齢者虐待件数は増加し、その発生要因と思われる生活課題は深刻化の傾向にあります。

医療・介護・年金等を始めとする社会保障・社会福祉関係諸法の改正に伴い、地域における高齢者の生活実態は困難さを増してきています。医療ニーズを抱えながらも在宅で生活する高齢者は増加することが見込まれている一方で、老々介護、認々介護、親に依存して生活する子世代の問題等々に代表されるように、高齢者を支えていくことが期待されている家族の機能は益々低下していくことを考えれば、今後さらに高齢者の権利擁護が重要性を増してくることは明らかです。

◆養護者による高齢者虐待対応マニュアル作成の目的

高齢者虐待防止法の最終的責任主体は市町村です。本市は虐待対応協力者である地域包括支援センターと協力・連携して高齢者虐待対応に取り組んできました。前述の将来予測を鑑みれば、一層増加・深刻化するとと思われる高齢者虐待事例に対して、適切な虐待対応と体制整備をさらに促進させることが急務となっています。

被虐待高齢者の権利擁護を目指して適切にかつ迅速な対応をするためには、改めて養護者による高齢者虐待対応の流れを整理し、市と地域包括支援センターの役割を明確にしていくことが必要であるとの認識から今回のマニュアル作成を行いました。

市内のどこで高齢者虐待が発生しても、誰が担当しても、平準化された高いレベルの虐待対応を行っていけるよう、高齢者虐待対応の手引きとして本マニュアルを活用していただくことを目指しています。

2. 市と地域包括支援センターの役割について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つことが規定されています。

法第17条（事務の委託）では高齢者虐待対応協力者のうち相当と認められる機関に、養護者による高齢者虐待にかかる事務の全部または一部を委託できると規定されており、高齢者虐待防止法では委託可能な事務と委託できない事務を以下の様に示しています。

本市においても委託型地域包括支援センターと結ぶ委託契約では、高齢者虐待防止法が示す委託できる事務を委託業務のひとつとしています。

◎市町村が高齢者虐待対応協力者に委託できる事務、委託できない事務 法17条

【委託できる事務】		【委託できない事務】	
法6条	相談、指導及び助言	法9条2項	老人福祉法10条の4、11条1項による措置、32条の成年後見の申立て
法7条1項2項	通報の受理	法10条	居室の確保
法9条1項	届出の受理	法11条	立入り調査、質問
法9条1項	高齢者の安全の確認その他の通報又は届出に係る事実の確認のための措置	法12条	警察への援助要請
法14条1項	養護者の負担の軽減のための措置	法13条	面会制限
法27条	財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施		

※法とは『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』を指す。P34参照

一方、介護保険法においては、地域包括支援センターにおける業務として①総合相談業務、②権利擁護業務、③包括的・継続的ケアマネジメント業務、④介護予防ケアマネジメント業務が定められており、このことから地域包括支援センターは、介護保険法に規定された業務を通じて高齢者虐待対応の実務を担う中核的機関という位置づけになっています。

市と地域包括支援センターはそれぞれの事務内容の範囲を明確にし、適切な役割分担のもと役割認識を持ちながら円滑な連携・協力体制を整備し、高齢者虐待対応を効果的に行うことが求められています。

3. 高齢者虐待対応における各種の会議について

	コアメンバー会議	支援検討会議	支援検討専門委員会
説明（参加者等）	コアメンバー（高齢者虐待防止事務を担当する市長寿福祉課職員及び管理職、地域包括支援センター職員）が高齢者虐待に係る対応方針や、市としての意思決定を行う会議。※コアメンバーの中には、原則保健師等（市または包括）を含める。必要に応じて、行政他部署（生活保護、障がい福祉、児童福祉等の担当課等）の職員も含める。	コアメンバーに加え、担当のケアマネジャーや介護サービス事業者、民生委員、地域の協力者など、被虐待者のみならず養護者への支援に関係する団体や支援者などを含め、情報共有、連絡体制の確認、具体的支援内容の決定や役割分担を行う会議。	支援検討会議に招集されるメンバーに加えて、専門的な助言が得られるよう医師、弁護士、高齢者虐待対応専門職チーム※など含めて支援を検討する会議。
主催者	主催者の役割：会議の招集、司会進行、会議記録の作成と保管 地域包括支援センターが会議記録を作成する場合は、包括内決裁後に原本を市長寿福祉課に提出。市長寿福祉課は課内決裁後に写しを地域包括支援センターへ送付、各機関で保管する。		
	地域包括支援センター	地域包括支援センター	市長寿福祉課
何を協議するのか	<ul style="list-style-type: none"> ▶初動期のコアメンバー会議では市町村の責任において、虐待の有無と緊急性の判断を行い、当面の対応方針を決定する。 ▶対応期におけるコアメンバー会議では、高齢者虐待対応の方針決定を行い、状況に応じて立入調査ややむを得ない事由による措置の判断、面会制限等、行政権限の行使に関する判断を協議する。 ▶終結期におけるコアメンバー会議では終結の判断および以降の関わり方について協議する。 	<p>関係者間で情報共有し、コアメンバー会議で決定した支援方針に基づいて、具体的な支援の在り方や支援の役割分担を行い、支援計画を検討する。</p> <p>また、会議の目的に応じて支援計画の評価を行う。</p>	虐待事案の状況や支援において特殊な知識や技術が求められるような場合、その必要性に応じて専門職を招集し、専門的観点からの助言を得て支援計画に反映させる。
ポイント	迅速かつ適切に市町村権限の行使を含めた判断を行う必要があるため、原則として市町村担当部署の決裁権限者の出席が必要である。 初回のコアメンバー会議の開催は、受理後48時間以内の開催を原則とする。	会議の目的に応じて参加者を慎重に検討する必要がある。 個人情報保護の観点から情報共有の範囲と共有する情報の選定は慎重に行う必要がある。	同左

※ 高齢者虐待対応専門職チームとは、福島県弁護士会と福島県社会福祉士会が県、市町村及び地域包括支援センター等の虐待対応関係機関が実施する高齢者の権利擁護業務を支援することを目的に結成されたもの。市町村担当部署もしくは地域包括支援センターからの依頼を受け、弁護士と社会福祉士がチームで虐待対応個別ケース会議等に出席して助言を行う他、高齢者虐待対応に関する研修講師などの活動を行っている。

4. 高齢者虐待対応帳票の使用法

高齢者虐待対応は、高齢者虐待防止法（以下「本法律」という。）に基づき、行政の責務として、福島市（以下「本市」という。）及び地域包括支援センターが実施することは前述しました。高齢者虐待対応は、法的な根拠、行政としての支援の方針を明確に公文書として残す必要があります。

このマニュアルは、本市の高齢者虐待対応で使用する帳票等について解説するものです。

(1) 帳票のねらいと効果

帳票を使用する『ねらい』と『効果』については、下記の3点となります。

① 標準化

虐待対応機関においては、組織として虐待対応の仕組みをつくりあげることが重要である。帳票は、虐待対応のプロセス全体を見通した虐待対応に必要な枠組みを標準化する上で必要不可欠である。帳票の使用を通じて、各段階で行うべきこと、おさえておくべきこと、その手順が明確になり、あるいは見落としを防ぐことができる。帳票は、経験や勘に頼るのではなく、誰でも標準的な対応ができるように作成されている。

② 明確化

虐待対応の各段階では、虐待の有無や緊急性の判断、保護分離など支援方針の決定、終結の判断などさまざまな判断、決定が求められるが、その判断の根拠を明確にすることが重要になる。そのためには、集まった情報はどのようなものか、方針をいつ、どのような場で決定したのか、その根拠は何かなどのことが明確にされる必要がある。帳票は、この虐待対応の各段階の判断、決定のプロセスと内容を明確化し、それを記録し、後に検証できるように作成されている。

③ 共有化

多様な背景をもつ虐待に適切に対応するためには、市町村を責任主体とする多様な機関によるチームアプローチが必要である。通報受理、市長寿福祉課と地域包括支援センターとの連絡協議、各種会議での方針決定などの一連の過程をチームとして行うには、正確な情報が共有化される必要がある。また、虐待対応においては個人情報保護との関連が問題になるが、高齢者本人の生命・身体・財産の保護を目的とする虐待対応のために共有すべき情報の集積と管理が重要になる。帳票は、関係機関がさまざまな情報を共有し、その情報を管理することが可能となるよう作成されている。

～ 自分を守るためにも記録をとろう！ ～



高齢者虐待対応はあくまでも高齢者虐待防止法を根拠に行うものです。法律の趣旨に則り、適切な支援を行うために支援計画を作成します。計画に基づいて行った支援の内容、その結果、その過程で高齢者本人や養護者、その他関係者とやり取りした内容等についても、可能な限り詳細に適切な記録（5W1H が明確に残されているなど）を残しておくことが重要です。

記録は支援が適切であったかを後に検証するときに重要な振り返り材料となりますし、場合によっては本人や養護者等から情報開示請求をされることも考えられます。その際に記録は説明責任を果たすための根拠となります。

更には、養護者から虐待対応の違法性を問われる訴訟を起こされることも想定しておく必要があります。裁判で支援の違法性を問われるときに、判断の材料となるのがまさにこのマニュアルに従って整備された各種の記録なのです。

(2) 帳票活用のポイント

本市の高齢者虐待対応は、次のページのシステムフローに沿って行います。

ここでは、帳票活用のポイントと各高齢者虐待対応段階での帳票記入のポイントを説明します。

1. 帳票はツールである

帳票は、虐待対応の一連の流れを構造化し、可視化する道具です。帳票を埋めることが目的でないので、不明な情報や不要な情報は空欄であっても差し支えありません。

2. 明確な情報と明確でない情報を整理していく

明確でない情報は「不明確である」という事実を記入し、不明の場合は、その情報を「誰が、どのように、いつまで」確認するかということ自体が、支援計画の課題となります。

3. 帳票を継続して使用していく

帳票は虐待対応の段階（システムフロー）に即して、通報・届出受理→事実確認→コアメンバー会議→個別ケース会議と進んでいきます。同じ帳票をどの段階でも使い、新たな情報を追加していくものです。また、必要な場合は帳票を更新します。

4. 帳票とは別に会議等の資料を作る必要はない

帳票は、コアメンバーの間で共有します。これにより、コアメンバー会議においては、そのまま資料として使うことができます。また、コアメンバー以外の多数の支援者が集う支援検討会議等において、市長寿福祉課と協議の上、帳票をそのまま会議資料として使用できることから、業務量の軽減につながります。

※原則、資料は会議終了後に回収します。

5. 帳票を個人作業にしない

帳票作成は、基本的には個人作業ではなく、役割分担に応じてコアメンバーが協力して作成し、地域包括支援センターと市長寿福祉課とが適時共有します。

※決裁方法

- ・①票『高齢者虐待通報・届出受理書』
地域包括支援センターで受理した場合 包括内で決裁後に原本を市長寿福祉課へ提出。
市で受理した場合は市で決裁後、包括へ写しを送付⇒包括内で決裁⇒決裁済を市へ送付。
- ・④⑤⑧票『決裁が必要なその他の帳票』
包括で記録、決裁し、原本を市へ送付。
- ・市へ送付された帳票原本は市で決裁し、包括へ写しを送付。

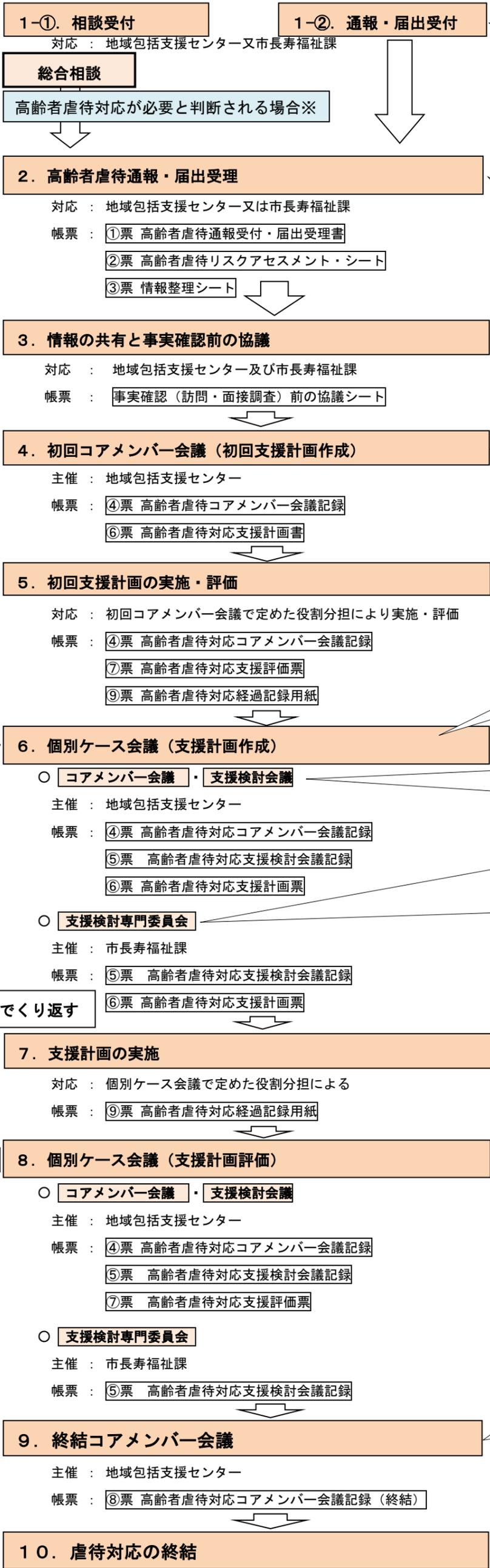
6. 帳票は会議録である

帳票のうち④票、⑤票、⑧票は会議録であるので、会議の目的及び結果は必ず記入するようにします。

福島市における高齢者虐待対応システムフロー

— 高齢者虐待対応段階 —

— 各対応段階のポイント —



- 【1-①】総合相談の内容から高齢者虐待が疑われた場合
⇒ 相談を受理した部署内で虐待対応の要否を判断し、虐待対応が必要と判断された場合は2. 高齢者虐待通報・届出受理へ進む。
- 【1-②】 高齢者虐待通報・届出を受付した場合
⇒ 2. 高齢者虐待通報・届出受理へ進む。
※ 高齢者虐待対応でない場合は職権による情報収集不可
- 包括が受理した場合は市長寿福祉課に連絡（市長寿福祉課が受理した場合は担当包括に連絡）し、主に次の内容について協議する。
① 緊急対応の必要性
② 事実確認方法・期限・役割分担等
③ コアメンバー会議の日程調整
○ 相談受付日を通報・届出受理日とする。
- 主に次の内容について協議する
—原則、通報・届出受理から48時間以内に開催する—
① 虐待の有無の判断
② 緊急性の判断（②票 高齢者虐待リスクアセスメントシートを活用する。）
③ 情報の共有・不明確な情報の確認
④ 立入調査の要否、虐待の予防的な支援の要否
⑤ 支援計画の作成（計画評価日も設定する）
⇒誰が、何時までに、何をするかを明確にすること
- 事例の状況に応じ、構成メンバーを勘案して開催する。
- 主に次の内容について検討する。
前（初）回の評価に基づく支援計画の再作成（計画評価日も設定する）
⇒誰が、何時までに、何をするかを明確にすること
- 主に次の権限の行使について検討する。
（高齢者虐待防止法第11条）
① 立入調査
（高齢者虐待防止法第9条2項）
② 措置入所（老人福祉法第11条1項）
③ 成年後見制度審判の請求（老人福祉法第32条）
（老人福祉法第11条2項）
④ やむを得ない事由による措置
- 事例の状況に応じ、構成メンバーを勘案して開催する。
○ 主に次の内容について検討する。
① 5. 個別ケース会議（支援計画作成）で作成した支援計画の評価
② 終結が見込まれる場合は8. 終結コアメンバー会議へ進む。
終結に至らない場合は5. 個別ケース会議（支援計画作成）に戻る。
- 主に次の内容について検討する。
① 高齢者虐待対応を終結についての評価
終結を判断した根拠を記録する。
② 終結後の対応方法
（例. 支援終了、包括的・継続的ケアマネジメント支援など）
※終結後の対応について関係機関へ連絡する。
- 【高齢者虐待の終結とは…】
次の状態をいずれも満たしている状態。
① 高齢者虐待状態が解消された状態
② 高齢者が安心して生活を送るために必要な環境整備の目処が立った状態

終結するまでくり返す

(3) 高齢者虐待対応段階における帳票使用方法等

1-① 総合相談の段階

<対応段階のポイント>

- 通常総合相談業務においては、すべての受付した相談に対して、総合相談としての対応方針（相談処理方法）を記録に残しておくことが重要です。
- 高齢者虐待は必ずしも「虐待」という言葉を用いて通報や届出がされるとは限りません。この対応段階では、地域包括支援センターや市長寿福祉課が行う、通常総合相談業務においても、高齢者虐待として対応すべき相談である可能性を常に意識し、高齢者虐待のサインを見過ごさないようにする必要があります。
- 相談者が「虐待」という言葉を使用していなくても、地域包括支援センターや市長寿福祉課内で、相談内容が「虐待が疑われる（可能性がある）」と判断される場合には、速やかにこれを『高齢者虐待通報（又は届出）』として受理し、高齢者虐待対応として支援する必要があります。「虐待かどうか」の判断に迷う場合は、再度基本に立ち返り、情報の整理や見直しを行い判断していくこととなります。
- 必ずしも「虐待」という言葉を使用していなくても、ケアマネジャーなどの相談機関から「困難事例」として相談される事例の多くは虐待事例（疑い含む）であったり、相談内容に下記のような状況があったりする場合は、虐待の疑いが推測されます。

<対応部署>

地域包括支援センター又は市長寿福祉課

～ 虐待の疑いが推測される例 ～

- ① 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がしたりする
- ② 会えない、見かけない、会わせてもらえない
- ③ 病院へ受診していない、受診している気配がない
- ④ 衣類が汚れている、臭いがする、季節感がない
- ⑤ 必要な介護サービスを利用しない、サービスを利用している様子がない
- ⑥ あざや傷がある
- ⑦ 問いかけに元気がない、無表情、おびえている
- ⑧ 食事をきちんと食べていない
- ⑨ 年金などお金の管理ができていない
- ⑩ 養護者の態度（攻撃的であったり、拒否的であるなど）

【虐待の疑いが推測される例についてはP33～P34『虐待予防チェックリスト』を参照】

1-② 通報・届出受付

<対応段階のポイント>

- **1-①** 総合相談の段階で、各相談受付機関が「虐待対応が必要」と判断する場合のほか、相談者が自ら“高齢者虐待の相談”であると目的を指定している場合は、その相談内容に関わらず、『高齢者虐待通報・届出』として相談を受付します。
- この段階では、相談を受け付けた職員が個人の判断で「虐待対応の要否」の判断をしてはいけません。「虐待対応の要否」の判断は、相談受付機関の決裁に基づきます。
- 「虐待対応が必要」と判断していない事案については、個人情報保護法の観点から、相談者からの聴取以外に情報収集することはできません。
- 相談者以外から情報収集するためには、本法律に基づき、『高齢者虐待通報・届出』を受理し、高齢者虐待対応として支援を開始することが必要です。

<対応部署>

地域包括支援センター又は市長寿福祉課

2. 高齢者虐待通報・届出受理

<対応段階のポイント>

1-①又は**1-②**で受付、「虐待対応が必要」と判断された相談を、本法律に基づき、行政の責務として対応するために、『高齢者虐待通報・届出』の受理を行います。

- 相談を受けた時点で、速やかに包括から市長寿福祉課、または市長寿福祉課から包括に連絡します。
- 高齢者虐待通報・届出受理日は、相談受付日とします。
- 相談時に可能な範囲で収集した情報をもとに、②票『高齢者虐待リスクアセスメント・シート』及び③票『情報整理シート』に記入し、その時点における緊急性の判断を行います。②票の作成と緊急性の判断は必ず複数で行います。
- 受理した①票及び②、③票の写しを速やかに包括から市長寿福祉課、または、市長寿福祉課から包括に送付します。

(例：地域包括支援センターが相談受付した場合)

市長寿福祉課に連絡（電話等）⇒ 包括内で①票『高齢者虐待通報・届出』受理を決裁 ⇒ 決裁を受けた①票の原本、②票『高齢者虐待リスクアセスメント・シート』、③票『情報整理シート』の写しを市長寿福祉課へ提出 ⇒ 事実確認前の協議、各機関で役割分担のうえ情報を収集)

<対応部署>

地域包括支援センター又は市長寿福祉課

<使用帳票>

①票 高齢者虐待通報・届出受理書

②票 高齢者虐待リスクアセスメント・シート

③票 情報整理シート

市長福祉課にて虐待ケース番号を記載する。

該当する項目に○印をつける。
通報：被虐待高齢者以外からの相談
届出：被虐待者、養護者本人からの相談

- ・地域包括支援センターで受理した場合
 包括内で決裁後に原本を市長福祉課へ提出。
- ・市長福祉課で受理した場合
 課内で決裁後、包括へ写しを送付 ⇒ 包括内で決裁 ⇒ 決裁済を市へ送付。

①票 高齢者虐待 通報・届出受理書

No.

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第7条・9条による通報・届出を受理しました。

地域包括支援センター	管理者	職員	職員	担当者
起案日				
決裁日				
市長福祉課	課長	課長補佐	係長	担当者
起案日				
決裁日				

事実確認等に協力してもらえるかを聞き取りを行い、記載する。

匿名でも可。

わかる範囲で記載する。

既往・現病歴について記載する。

通報・届出受理時に、市長福祉課と包括が相互に連絡し、コアメンバー会議開催日を決定する。

虐待通報受付	日 時 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
通報受理者 氏名()	地域包括支援センター・市長福祉課
通報手段	1 電話 2 来所相談 3 訪問 4 その他
通報者について (情報提供者)	氏名(所属) 相談についての調査協力 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 否
	住所 TEL 相談・通報について高齢者の了解 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
高齢者との関係	1 本人 2 家族・親族 3 近隣者 4 民生委員 5 介護保険関係機関 6 医療機関 7 警察 8 その他()

相談者が相談・通報することについて、被虐待者から了解を得ているかを記載する。

高齢者※	(ふりがな) 氏名 () 男・女 生年月日 M T S 年 月 日生 () 歳
	住所 TEL 被虐待の自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
高齢者の心身状況	
養護者※	(ふりがな) 氏名 () 男・女 生年月日 T S H 年 月 日生 () 歳
	住所 TEL 虐待の自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
続柄 1 配偶者 2 子(娘・息子) 3 子の配偶者(婿・嫁) 4 兄・弟・姉・妹 5 孫 6 その他()	
養護者の心身状況	

支援方針の決定する際に必要であるため、可能な限り詳しく記載する。

※高齢者等の詳細情報については、③票を参照

虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待疑い <input type="checkbox"/> 介護放棄疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況()
通報の具体的な内容	いつから 頻度は どんなふう
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *②票参照	
【コアメンバー会議の予定日】 平成 年 月 日() 時~ 場所(包括市その他)	

②票を使用して判断。緊急対応が必要な場合は、速やかに市長福祉課に連絡する。

通報・届出の受理段階では、
①票・②票・③票はセット

※裏面の「説明」を必ず読んでから記入する。

被虐待高齢者の氏名を
記載する。

リスクアセスメントシートを行った実施日を記載する。
※リスクアセスメントシートの実施は一度だけでなく、
コアメンバー会議毎や状況に変化があった場合に適宜
行い、常に最新の情報で実施する。

①から⑨までは、
あてはまるものは「○」を、
あてはまらない場合は「×」を
記入する。
また、あてはまる項目を○で囲み、
（ ）には具体的な状態や程度を
記入する。
情報が未収の場合は未記入のままにする。

②票

高齢者虐待リスクアセスメント

高齢者氏名

【アセスメント実施者】：
【アセスメント実施日】：

あてはまる場合には「○」を、あてはまらない場合には「×」を記入する。
また、あてはまる項目を○で囲み、（ ）には具体的な状態や程度を記入する。
情報が未収の場合は未記入のままにする。

関連情報を記入

① 高齢者は意思疎通が可能か？
[] できる。程度を記入()

② 当事者が保護を求めているか？
[] 高齢者自身が保護を求めている ()
[] 養護者が高齢者の保護を求めている ()

③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？
[] 「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり ()
[] 「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり ()

④ すでに重大な結果が生じているか？
[] 例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状
脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他()

⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？
[] 頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 きわめて非衛生的
極端な怯え その他()

⑥ 繰り返されるおそれが高いか？
[] 習慣的な暴力 新旧の傷 あざ 入退院の繰り返し その他()
[] 養護者の認識・虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避()
[] 養護者の精神的不安定 判断力の低下 非現実的な認識 その他()

⑦ 高齢者に虐待につながるリスク要因があるか？
[] 認知症高齢者自立度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M ()
[] 問題行動：徘徊暴力行為 昼夜逆転 不穏 興奮 失禁 その他()
[] 障害老人自立度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 ()
[] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他()
[] 精神疾患() 依存症() その他()

⑧ 養護者に虐待につながるリスク要因があるか？
[] 高齢者への拒否的感情や態度()
[] 重い介護負担感()
[] 介護疲れ()
[] 認知症や介護に関する知識・技術不足()
[] 性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他()
[] 障害・疾患：知的障害 精神疾患() 依存症() その他()
[] 経済的問題：低所得 失業 借金 高齢者への経済的依存 その他()

⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？
[] 長期にわたる養護者・高齢者間の不和の関係()
[] 養護者・高齢者の共依存関係()
[] 養護者が暴力の被害者()
[] その他の家族・親族の無関心()
[] 住環境の悪さ：狭い 高齢者の居室なし 非衛生的 その他()

【判断の目安】

レッド：①が○⇒②③に○
もしくは①が○ないし×⇒④に○⇒ 緊急保護の検討
イエロー：①が×⇒②～④に○なし⇒⑤と⑥に○、もしくは⑦から⑨のいずれかに○
⇒ 保護の検討、もしくは集中的援助
①が○⇒②～④に○なし⇒⑤と⑥に○、もしくは⑦から⑨のいずれかに○
⇒ 継続的、総合的援助

はじめに高齢者の意思疎通が可能であるかを記入し、その程度についても記入する。
[]に○がその項目の当否を、また()内を特記事項を簡潔に記入する。
※全ての「○」に○か×を記入する。

リスクの要因を緩和するよう、当事者の強み、長所(ストレングス)等を記載する。
※記入例を参照

あくまでも保護・援助の必要性を判断するための目安であるため、これを機械的に適用することは避けてください。

②票と同様に、情報整理シートは最新の情報に更新していく必要がある。コアメンバー会議、個別ケース会議等の各段階に応じて更新するため、回数及び記入者、記入日を記載する。

「本人の意向」の正確性について裏付けられるよう「意思疎通能力」等についての状況確認も併せて行い、記載する。

虐待防止に向けた課題を洗い出し、対応策を検討する。また、虐待防止に向けた課題を洗い出し、対応策を検討する。

情報整理シート(回目)

記入者：
記入日：

性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	住所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・入院
性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	高齢者との関係： 同居の状況： <input type="checkbox"/>
居所の希望： <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明	

意思疎通：可能 特定条件のもとであれば可能 () 困難 不明
 話の内容：一貫している 変化する
 生活意欲：意欲や気力が低下しているおそれ(無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)

高齢者の情報

【健康状態等】

疾病・傷病名： _____ 既往歴： _____

・診療科： _____ 主治医： _____
 ・診療科： _____ 主治医： _____

： 非該当 要支援 () 要介護 () 申請中 (申請日： 年 月 日) 未申請
障害なし J A B C
 度： J I IIa IIb IIIa IIIb IV M 不明

無し 身体障害者手帳 (級) 療育手帳 () 精神障害者保健福祉手帳 (級)
無し 重度心身障害者医療費 自立支援医療費 指定難病医療費

医療対応に関する緊急性判断を行う上で、現状だけでなく「診療が必要な状況」であるかを明らかにする。

虐待終結に向けて重要な手段になる場合がある。また、市長申立の可能性も踏まえ、記載する。

精神状態：認知症(診断あり 疑い) うつ病(診断あり 疑い) 行動障害()

【危機への対処】

危機対処場面において：自ら助けを求めることができる 助けを求めることが困難

避難先・退避先：助けを求める場所がある () ない

【成年後見制度の利用】

成年後見人等：あり(後見人等：) 申立中(申立人：) 申立予定あり 申立予定なし

【経済情報】

住民税課税 住民税非課税 生活保護受給 【介護保険利用者負担段階 第__段階】 【収入額 月__万円(内訳：)】

預貯金等 万円 1ヶ月に本人が使える金額 __万円 借金__万円
 具体的な内容(生活費や借金等)：

経済的虐待の場合に重要な情報であるため、他の資産もあれば、わかる範囲で記載する。経済的負担感などの訴えがあれば記載する。

分離・保護の必要性の判断や予測不能な危機的状況への予防的判断を行う為に、本人の判断能力や危機回避能力について確認し、記載する。

納 (給付制限) 健康保険料滞納 その他滞納 ()

理者：自立 一部介助(判断可) 全介助(判断不可) 不明 金銭管理者()

【状況】

所有 () 借家(家賃 円)
 間取りや清潔さなど

【生活状況】

食事 自立 介助 ()
 調理 自立 介助 ()
 移動 自立 介助 ()
 買物 自立 介助 ()
 入浴 自立 介助 ()
 排泄 自立 介助 ()
 掃除洗濯 自立 介助 ()

【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】

【本人に関する課題や特記事項】

被虐待高齢者の状況に応じた支援を行うため、可能な限り、本人と接することによって、本人の性格やADL、対人関係等の情報について収集を行い、記載する。

虐待解消に向けた対応課題として抽出すべき項目は〔課題〕にチェックを入れる。また、確認することができない場合もある。このような場合は「不明」とし、「情報が無い」ことを〔課題〕とする。

③票

養護者の情報

虐待解消に向けた対応課題

【養護者の希望】

課題

事実確認の際に養護者（虐待者）への接触が行えない場合もあり、具体的な意向や介護状況などを直接確認することができない場合もある。このような場合は「不明」とし、「情報が無い」ことを〔課題〕とする。

既往歴：

・診療科：

主治医：

課題

身体障害者手帳（ 級） 療育手帳（ ） 精神障害者保健福祉手帳（ 級）
重度心身障害者医療費 自立支援医療費 指定難病医療費

非該当 要支援（ ） 要介護（ ） 申請中（申請日： 年 月 日） 未申請
 障害なし J A B C
J I II a II b III a III b IV M 不明

高齢者に対する介護意欲： あり なし 不明 介護技術・知識： 高い 低い 不明

1日の介護時間： ほぼ1日中 必要時のみ 不明 介護の代替者： あり なし 不明

介護期間（いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など）※期間と負担原因を明確に

課題

平均睡眠時間：およそ ____ 時間

【就労状況】

就労状況：就労（就労曜日 ____ ~ ____ 就労時間 ____ 時 ~ ____ 時）、雇用形態（正規、非正規） 非就労 福祉的就労

課題

【経済状況】

課税 非課税 収入額 月 ____ 万円（内訳： ） 預貯金等 ____ 万円 借金 ____ 万円

高齢者の年金に生活費を依存 借金トラブルがある ギャンブルによるトラブルがある

生活保護受給 介護保険料滞納 国民健康保険料滞納 その他（ ）

【近隣との関係】

良好（ ） 挨拶程度 悪い 関わりなし 不明

【養護者やその他の家族関係についての課題・特記事項】

主な家族の状況をわかる範囲で記載する。また、キーパーソンになり得る存在がある場合は〔家族関係〕欄に記載する。

ジェノグラム

家族構成

ジェノグラムを記入する際に、スペースが足りなければ適宜白票等に記入して添付する。

家族関係

サービス利用状況

関係機関

	サービス利用状況			関係機関		
	午前	午後	備考	関係機関名(ケアマネ、事業者、民生委員等)	担当者名	連絡先
月						
火						
水						
木						
金						
土						
日						

実際の支援においては、他機関・多職種の協力を得て支援・見守りを行う必要がある場合があるため、できるだけ詳しく情報を収集し、記載する。

3. 情報の共有と事実確認前の協議

<対応段階のポイント>

○地域包括支援センターと市長寿福祉課との間で、帳票（①票『高齢者虐待通報・届出受理書』②票『高齢者虐待リスクアセスメント・シート』③票『情報整理シート』）を共有し、事実確認を行うにあたって以下の内容について協議する。

- 虐待対応事例であると判断したことについて改めて確認する。（相談・通報内容の確認）
- 何が起きている（虐待の種類）可能性があるかについて確認する。
- 緊急対応の必要性の有無について確認する。
- 情報収集項目の選定と収集方法、役割分担について確認する。
- 事実確認の方法や確認すべき事柄、役割分担について確認する。

○基本的に直接対面で協議を行うことが望ましいが、その場を持つことが難しい場合は、双方が「事実確認（訪問・面接調査）前の協議シート」を手元に持ちながら、電話での協議とすることもあり得る。
この場合、双方の理解や認識に齟齬が生じないように、決定事項の確認を入念に行う。

<主 催 >

地域包括支援センター及び市長寿福祉課

<使用帳票>

事実確認（訪問・面接調査）前の協議シート

- 本シートは事実確認のための訪問や面接で見落としや聞き漏れ、確認し忘れ等を出来るだけ最小限にするため、あらかじめ市長寿福祉課と地域包括支援センターの間で協議する際に使用するものです。
- 事実確認前の事前協議で確認された必要な情報については、確認や収集ができた段階で、あるいは確認・収集できなかった状況等を⑨票『高齢者虐待対応経過記録用紙』や③票『情報整理シート』に記入しておく必要があります。

想定される虐待の可能性を文章化する。この部分が情報収集の根拠となる。

現時点で得られている情報をもとにしながら、多角的視点から虐待発生の可能性を立立て、考えられるものだけ拾い、チェックする。

事実確認(訪問・面接調査)前の協議シート

初回ケアマン・会議開催予定日: 年 月 日 時 (市長寿福祉課) 地域包括支援センター)

協議者: 年 月 日 時

何が起きている可能性があるか
身体的虐待 心理的虐待 放棄・放任 性的虐待 経済的虐待
セリフ・ネグレクト 消費業者被害 その他
 具体的に(虐待ではない可能性がある場合はそのことも含めて、想定されることを書く)

上記の考えられる虐待の可能性をもとに、どのような包括内・行政内情報や、誰が、どうやって収集するかを記入する。

誰がどのように情報を集めるか

接 とう や っ て	接 とう や っ て
調 査 前	調 査 前
の 情 報 収 集	の 情 報 収 集
か け づ け	か け づ け
ら 必 ず 開 き 取 る こ と を 考 え る	ら 必 ず 開 き 取 る こ と を 考 え る
何 を	何 を
口 開 き 取 り (電 話 / 訪 問 / そ の 他) 口 ケ ー ス 会 議 の 開 催 口 サ ー ビ ス 担 当 者 会 議 へ の 出 席	口 開 き 取 り (電 話 / 訪 問 / そ の 他) 口 ケ ー ス 会 議 の 開 催 口 サ ー ビ ス 担 当 者 会 議 へ の 出 席
具 体 的 に (誰 が、ど の よ う な 順 番 で、ど の よ う な 説 明 を し て、回 に 注 意 を し て)	具 体 的 に (誰 が、ど の よ う な 順 番 で、ど の よ う な 説 明 を し て、回 に 注 意 を し て)

上記の考えられる虐待の可能性をもとに、どこから、どのような情報を、誰が、どのようにして収集するかを記入する。

考えられる虐待の可能性をもとに、面接で確認したい項目をチェックし、具体的な内容について箇条書きにする。

面 接 で 確 認 す る こ と	面 接 で 確 認 す る こ と
本人	本人
<input type="checkbox"/> バイタルチェック <input type="checkbox"/> 体調の不良 <input type="checkbox"/> 認知症の症状 <input type="checkbox"/> 痛みの有無 <input type="checkbox"/> ADL <input type="checkbox"/> 受診状況 <input type="checkbox"/> 危機回避能力 <input type="checkbox"/> 傷・瘻の理由	<input type="checkbox"/> 高齢者本人の最近の変化 <input type="checkbox"/> 本人の認知症の症状の有無 <input type="checkbox"/> 本人にインタビューしてしまっているか <input type="checkbox"/> 相談できる場所の有無 <input type="checkbox"/> 介護者自身の心身の状態 <input type="checkbox"/> 介護者自身の困りごとや不安
訪問理由	訪問理由
訪問方法/訪問予定	訪問方法/訪問予定
訪問するメンバーと役割分担	訪問するメンバーと役割分担
持っていくもの	持っていくもの
注意すること・配慮すること	注意すること・配慮すること
その場で対応する可能性があると考えられること	その場で対応する可能性があると考えられること

考えられる虐待の可能性や面接で確認することをもちいて、訪問計画を立てる。

訪問・面接に際して、特に注意しておいた方がよいことや、誰か事前に知らせておいた方がよいことなど、改めて確認して記入する。

想定するリスクに対して、その場で対応できる可能性等も可能な限り考えておく。

※ 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

4. 初回コアメンバー会議

<対応段階のポイント>

- コアメンバー会議は、本法律に基づく支援方針を決定する高齢者虐待対応の中核となる会議です。
【会議の内容についてはP3の表を参照】
- 会議開催前にはコアメンバー（地域包括支援センター・市長寿福祉課）で情報収集の役割分担をし、事実確認を行い、下記の協議が行える準備をします。
- 初回コアメンバー会議は、決裁権限者が出席した上で、原則、高齢者虐待通報・届出受理から48時間以内に開催します。

主な協議内容

- ① 虐待の有無の判断
- ② 緊急性の判断
- ③ 情報の共有・不明確な情報の確認
- ④ 立ち入り調査の要否、虐待の予防的な支援の要否
- ⑤ 支援計画の作成（支援計画の評価日も設定する）

<主催>

地域包括支援センター（会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管）が中心となり市長寿福祉課と協議しながら開催する。

<使用帳票>

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

⑥票 高齢者虐待対応支援計画票

このほか、通報・届出受理の段階で作成した①票、②票、③票を会議資料としてそのまま使用します。このためコアメンバー会議では新たに資料を作成する必要はありません。

～ 事実確認！それは自分で見ること！ ～

虐待が疑われると判断した事例については、虐待が実際に起こっているのか、被虐待者の安全は確保されているのかなど、コアメンバーで判断を行う必要があります。その判断を行うための裏付けをとっていく作業が事実確認なのです。

把握・確認すべき内容としては、虐待の種類や程度、虐待の事実と経過、高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握、高齢者と養護者の関係の把握、養護者に関する情報の把握、関係しているフォーマル・インフォーマルな機関等とその関わり方の把握等があげられます。これらを把握するためには「庁内関係部署及び関係機関からの情報収集」が必要となりますが、関係機関からの間接的な情報にとどまらず、地域包括支援センター職員並びに市長寿福祉課担当者自ら出向く「高齢者や養護者への訪問調査」が非常に重要となります。

事例の全体が把握できていない初動の段階においては、特に高齢者の安全確認・保護が最優先されることから迅速な状況把握と判断が求められます。この意味で児童虐待対応を参考にして、48時間以内に事実確認を行い、その情報を基にした初回コアメンバー会議開催を目指しているのです。

初回コアメンバー会議において協議すべき内容の判断をより適切に行うためには、事実確認作業の精度を上げることがポイントとなります。そのためにも、誰が、どのような方法で、どこへ、どの情報を取りにいけば良いかについて役割分担を速やかに決める事前の協議が重要となってきます。



地域包括支援センター担当者が記録し、担当者氏名を記載する。

地域包括支援センターで記録、決裁し、原本を市長寿福祉課へ送付する。市へ送付された帳票原本は市長寿福祉課で決裁し、地域包括支援センターへ写しを送付する。

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

_____ 回目
 高齢者氏名 _____
 記録者氏名 _____

地域包括支援センター	管理者	職員	職員	担当者
起案日				
決裁日				
市長寿福祉課	課長	課長補佐	係長	担当者
起案日				
決裁日				

虐待の事実が認められるか否か、また虐待の事実があると判断される場合は、認められる全ての虐待分類をチェックし、判断した根拠を記載する。

〔虐待事実の有無の確認〕、〔緊急性の判断〕、〔支援方針の検討・決定〕など、招集した会議の目的を記載する。

会議日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
出席者	市長寿福祉課 氏名: _____ 地域包括支援センター 氏名: _____
会議の目的	
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の疑いあり (<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり (<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他) 判断根拠 { _____ }
緊急性の判断※	<input type="checkbox"/> レッド (緊急保護の検討) <input type="checkbox"/> イエロー (<input type="checkbox"/> 保護の検討 <input type="checkbox"/> 集中的援助 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助) ※【②票 高齢者虐待リスクアセスメント・シート】を参照 判断根拠 { _____ }
協議内容	【虐待解消に向けて解決すべき課題】
想定される虐待の全体像 (背景・要因)	_____
総合的な支援方針等 (決定事項)	
支援検討会議予定	予定日時 _____ 年 月 日 (曜日) 時 分から 会場: _____ 参加予定者 市・包括・介護支援専門員・介護保険事業者(_____)・地域団体等(_____)

コアメンバー会議で緊急性の判断を検討し、当てはまる項目に☑チェックする。

会議における主な協議事項とその結果を要約して記載する。また、虐待解消に向けて解決すべき課題を抽出し、その結果を記載する。

②票 リスクアセスメント・シートの【判断の目安】を機械的に適用しないように留意する。あらゆる情報を総合的に判断し、その根拠を簡潔に記載する。

①票、②票、③票で得られた情報から、虐待状態に至った背景・想定される要因などの全体像を要約して記載する。

会議において決まった支援の方向性(大目標を設定する)、支援方針を記載する。具体的な支援方法は、⑥票 虐待対応支援計画票に記載する。

関係機関や他の支援者等を招集する「支援検討会議」が必要な場合は、会議開催の予定日時、場所等を予め設定のうえ記載する。

5. 初回支援計画の実施・評価

<対応段階のポイント>

- 初回コアメンバー会議において作成した支援計画に沿って、それぞれが役割分担された支援を実施します。このとき、計画に基づいた支援を行う際に想定通りにいかない事や困難が生じた場合には担当の個人任せとせず、必ず組織内で協議した上で市長寿福祉課と包括内で共有します。
- 支援計画に沿った支援は、本法律に基づいたものであり、支援中に行う高齢者や養護者（虐待者）等とのやり取り等は記録に残しておく必要があります。
- 初回支援計画評価では、支援の実施状況や行った対応が適切だったかどうかについて検討します。評価は初回支援計画で設定した評価日を厳守して行う事が求められます。

<主 催 >

地域包括支援センター（会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管）が中心となり市長寿福祉課と協議しながら開催する。

<使用帳票>

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

⑦票 高齢者虐待対応支援評価票

⑨票 高齢者虐待対応経過記録用紙

⑨票は、支援計画の役割分担に基づき、地域包括支援センターや市長寿福祉課がそれぞれ記録します。

～ 会議の目的は具体的に書こう！ ～

高齢者虐待対応を行う為に帳票は欠かせないという説明を行ってきました。帳票の中でも会議記録については公文書として作成されるため、極めて重要な意味を持つものとなります。

会議記録を作成する際は、効果的で意味のある会議とするために、事前に会議の目的・目標を明確に設定しておくことが重要です。会議の目的・目標を明示し、参加者がそれを共有したうえで、ゴールを目指して全員で知恵を出し合うのです。何のために集まったのだろうと参加者が思うような会議では、そもそも集まる意味が無いのです。

例えば、コアメンバー会議を開催した際に、会議の目的を『被虐待者の現状確認と保護の検討』とするよりも、『現時点で被虐待者の保護が必要であるかを判断する』とした方が、何を指すかがより具体的になります。このゴールにたどり着くために、会議では検討項目として『①被虐待者の現状を確認する。②現状を基にして保護の必要性があるかを判断する。③保護が必要と判断した場合は、保護の具体的方法を決定し、役割を決める。』とすれば、会議の進行過程も①、②…と段階を踏んで進めていく事が可能となり、何が決まったか曖昧なまま終わってしまったというような事態を防ぐことができます。



6. 個別ケース会議（支援計画作成）

<対応段階のポイント>

- 個別ケース会議にはコアメンバー会議（初回・終結を除く）、支援検討会議、支援検討専門委員会の三種類があります。【会議内容についてはP 3表を参照】
- 個別ケース会議は事例の状況に応じて市長寿福祉課と地域包括支援センターが協議のうえ、速やかな情報共有とより効果的な支援を行うことを目的に必要時に何度でも開催することができます。
- 支援計画の作成をする場合は必ず計画評価日を設定します。

【コアメンバー会議】

コアメンバー会議では、高齢者虐待対応の方針決定を行い、状況に応じて、立入調査ややむを得ない事由による措置の判断、面会制限等、行政権限の行使に関する判断を協議します。

<主 催 >

地域包括支援センター（会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管）が中心となり、市長寿福祉課と協議しながら開催する。

<使用帳票>

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

⑥票 高齢者虐待対応支援計画票

このほか、①票、②票、③票、⑤票、⑦票、⑨票 を会議資料として使用できます。

【支援検討会議】

支援検討会議では、コアメンバーの他、担当のケアマネジャーや介護サービス事業者、民生委員、地域の協力者など被虐待者のみならず養護者への支援に関係する団体や支援者などが、ジェノグラムやエコマップ等を活用して情報を共有し、コアメンバー会議で決定した支援方針に基づいて、具体的な支援・見守り方法や役割分担等の検討を行います。課題解決のために招集する支援者の選定や本会議で検討した事項の意思決定はコアメンバーが行います。

なお、本会議にて使用した⑥票 高齢者虐待対応支援計画票については、会議終了後に会議に参加した支援者に配布し、支援計画の共有化を図ります。

<主 催 >

地域包括支援センター（会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管）が中心となり、市長寿福祉課と協議しながら開催する。

<使用帳票>

⑤票 高齢者虐待対応支援検討会議記録

⑥票 高齢者虐待対応支援計画票

コアメンバー以外の多数の支援者が集う会議では、市長寿福祉課と協議のうえ必要と判断される帳票を資料として開示できます。但し、配布資料については情報漏洩に十分に注意し、原則回収とします。

【支援検討専門委員会】

支援検討専門委員会は、行政権限の行使など、医療・法律・福祉に関して専門的な判断が必要な場合に、専門家からの意見聴取の場として開催します。ここでの意見を参考として、コアメンバーが最終的な意思決定します。（行政権限の行使は、市福祉事務所長が決定します。）

< 主 催 >

市長寿福祉課（専門職の出席依頼、会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管）

< 使用帳票 >

⑤票 高齢者虐待対応支援検討会議記録

⑥票 高齢者虐待対応支援計画票

7. 支援計画の実施

< 対応段階のポイント >

- 個別ケース会議（コアメンバー会議・支援検討会議・支援検討専門委員会）において作成した支援計画に沿って、それぞれが役割分担された支援を実施します。このとき、計画に基づいた支援を行う際に想定通りにいかない事や困難が生じた場合には担当の個人任せとせず、必ず組織内で協議した上で市長寿福祉課と包括内で共有します。
- 支援計画に沿った支援は、本法律に基づいたものであり、支援中に行う高齢者や養護者（虐待者）等とのやり取り等は5W1Hを意識した書き方で記録に残しておく必要があります。

< 使用帳票 >

⑨票 高齢者虐待対応経過記録用紙

- ⑨票は、支援計画の役割分担に基づき、地域包括支援センターや市長寿福祉課がそれぞれ記録します。
- 記録は、各段階での様々な判断の根拠となります。また、のちに支援内容を検証する際の資料となります。
- 場合によっては、福島市の情報公開条例に基づき、記録の開示を求められることがあります。合わせて、4ページのコラムをご参照ください。

【支援検討会議】の場合は、地域包括支援センターで記録、決裁し、原本を市長福祉課へ送付する。市へ送付された帳票原本は市長福祉課で決裁し、地域包括支援センターへ写しを送付する。

【支援検討会議】の場合は、地域包括支援センター担当者が記録し、担当者氏名を記載する。

⑤票

高齢者虐待対応支援検討会議記録

高齢者氏名 _____ 回目 _____

記録者氏名 _____

地域包括支援センター 起案日 決裁日	管理者	職員	職員	担当者
市長福祉課 起案日 決裁日	課長	課長補佐	係長	担当者

会議日時	平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 (____ 曜日) ____ 時 ____ 分 ~ ____ 時 ____ 分
会議種別	支援検討会議 支援検討専門委員会
出席者 (所属・氏名・職名)	【所属】 _____ 出席者名(職名)
	市長福祉課
	地域包括支援センター

該当する会議に○印をつける。

【支援検討会議】に出席する支援者または【支援検討専門委員会】に出席する専門職の所属・氏名を記載する。

会議の内容がブレないように、どのような目的で開催する会議かについて会議開催前に記載する。

会議の目的 _____

【支援検討専門委員会】の場合は、「立入調査」、「措置入所」、「やむを得ない事由による措置」、「成年後見制度審判の請求」、「高齢者虐待等緊急一時保護」の行政権限の行使に係る意見聴取・検討についてなど、会議開催目的を記載する。

会議における主な協議事項とその結果を要約して記載する。また、虐待解消に向けて解決すべき課題を抽出し、その結果を記載する。

協議内容 _____

【支援検討会議】の場合は、必要に応じて次回の会議開催の予定日時・場所等を設定のうえ記載する。

【虐待解消に向けて解決すべき課題】

総合的な支援方針等(決定事項) _____

【支援検討専門委員会】の場合は、専門職からの意見の聴取を受けて、行政として判断した結果を記載する。また、行政権限の行使に当たっては、⑥票 高齢者虐待対応支援計画票にも具体的方法を記載する。

【支援検討専門委員会】開催の場合、専門職への出席依頼、会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管は、市長福祉課が行う。

8. 個別ケース会議（支援計画評価）

<対応段階のポイント>

- 基本的には支援計画を作成した時に参加したメンバーで評価を行うことが望ましいですが、会議の目的に合わせて地域包括支援センターと市長寿福祉課で招集するメンバーを検討します。
- 支援計画の評価は**5. 個別ケース会議（支援計画作成）**で設定した評価日を厳守して行うことが求められます。
- **6. 支援計画の実施**後、実施状況や目標達成状況を確認します。
- 個別ケース会議において《①高齢者虐待状態が解消された状態》であるかを確認し、さらに《②高齢者が安心して生活を送るために必要な環境整備の目処が立った状態》であるかを確認します。
①と②の両方を満たした場合、**8. 終結コアメンバー会議**へ進みます。満たしていない場合は**5. 個別ケース会議（支援計画作成）**に戻り、支援計画の見直しを行います。

なお、《①高齢者虐待状態が解消された状態》とは、全ての虐待種別において下記の1から5のどの状態であるかを判定し、4または5の状態であることを言います。

1. 虐待状態が継続している
2. 虐待状態が継続している疑いがある
3. 虐待は一時的に解消している（再発の可能性が残る）
4. 虐待は解消している
5. 虐待は確認されていない

【コアメンバー会議・支援検討会議】

<主 催 >

地域包括支援センター（会議の招集・司会進行、会議録の作成と保管）が中心となり、市長寿福祉課と協議しながら開催する。

<使用帳票>

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

⑤票 高齢者虐待対応支援検討会議記録

⑦票 高齢者虐待対応支援評価票

【支援検討専門委員会】

<主 催 >

市長寿福祉課（専門職の出席依頼、会議の招集・司会進行、会議録の作成と保管）

<使用帳票>

⑤票 高齢者虐待対応支援検討会議記録

⑥票 高齢者虐待対応支援計画票で設定した目標を転記する。

実施内容・状況の確認を行い、目標の達成状況と達成されたと確認できた事実を記載する。また、確認した時期を日付として記載する。

⑦票 高齢者虐待対応支援計画票の優先順位を記載する。

高齢者虐待対応支援評価票

記入年月日 年 月 日 時 分 時 分 計画評価: 回目 会議日時: 年 月 日	
高齢者氏名	
課題番号	目標 (誰がどのように取り組んだのか)
実施状況	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)
対応方針の変更の有無、変更内容	<input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容:) <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
虐待種別	高齢者本人の状況(意見・希望)
虐待種別 a. 身体的虐待 b. 放棄・放任 c. 心理的虐待 d. 性的虐待 e. 経済的虐待 f. その他	養護者の状況(意見・希望) 今後の対応 養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
判定 1. 虐待状態が継続している 2. 虐待状態が継続している疑いがある 3. 虐待は一時的に解消している (再発の可能性が残る) 4. 虐待は解消している 5. 虐待は確認されていない	現在の状況 今後の対応 1. 虐待対応支援の終結 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 4. アセスメント、支援計画の見直し 5. その他()
新たな支援計画の必要性	評価結果のまとめ

対応計画の方針・内容について、見直しや変更の必要性があるかについて、検討し、記載する。変更がある場合は内容を要約し、記載する。

本人(養護者)の状況が計画策定時と変化がないか、新たな状況が発生していないか確認し、記載する。

対応計画の全体的な評価のまとめを記載する。虐待の終結に向かう場合は【①高齢者虐待状態が解消されていること】【②高齢者が安心して生活を送るために必要な環境整備の目処がたった状態】であることを具体的に記載する。

f. その他には、セルフネグレクトなどが考えられる。

新たな課題抽出がされ、対応方針の変更と新たな対応計画の必要性がある場合は、その根拠と対応の内容について記載する。

評価の結果、虐待終結に向けた対応が今後どのように継続されるかを「1～5」から選択する。

9. 終結コアメンバー会議

<対応段階のポイント>

- 終結コアメンバー会議は、コアメンバー（地域包括支援センター・市長寿福祉課）が虐待対応終結の最終的な決定を行う会議です。終結後の対応についても検討を行います。
- 終結後の対応については、権利擁護の対応（虐待対応を除く）や、包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要性等について検討を行います。他の関係機関に関与を引き継ぐことができるか等についても十分な検討が必要です。

虐待対応が終結後は、**本法律に規定される行政権限の行使や、個人情報保護法の例外規定は適用外**となります。

<主 催 >

地域包括支援センター（会議の招集、司会進行、会議記録の作成と保管）が中心となり、市長寿福祉課と協議しながら開催する。

<使用帳票>

⑧票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録（終結）

このほか、①票、7. 個別ケース会議（支援計画評価）で作成した②票、③票、⑥票、⑦票を会議資料とします。また、必要時には、終結後の対応方法を検討するための資料を追加します。

10. 虐待対応の終結

- 「終結」とはあくまでも「虐待対応としての終結」であり、必ずしも高齢者や家族との関わりが終了することではありません。地域包括支援センターや市長寿福祉課は、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護の対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その際、以下の点を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

① 地域包括支援センターの関与の検討

虐待対応終結から、権利擁護対応や、包括的・継続的ケアマネジメント支援に円滑に移行するため、地域包括支援センターの関与のあり方を検討します。

② 関係機関との連絡体制の構築

虐待が再発した場合に備えて、高齢者の生活を支援しているケアマネジャー、介護サービス事業者、養護者、家族への支援を行っている機関等との連絡連携体制を構築します。

③ 市長寿福祉課の継続的な関与の検討

保護・分離や、後見開始の審判後などに、引き続き行政が関与する必要性の有無を検討します。

～ 高齢者虐待対応の終結とは！？ ～

虐待対応が終結しないということは、高齢者の権利侵害が継続していることを意味します。ここでいう権利侵害とは、「高齢者の生命・身体・財産が危険な状態にあること」です。高齢者が尊厳ある生活を取り戻すために、虐待対応は常に終結を意識して行われ、必ず終結させる必要があります。ただし、それはあくまでも虐待対応の終結であって、支援の終結ではありません。

実践の場面では、虐待の再発の恐れから、なかなか終結に至れないことがあります。虐待を再発させないためにも、虐待の発生要因についてしっかりした分析を行い、高齢者にとってどのような生活が最善であるのかを判断していく必要があります。

高齢者と養護者を一時分離した場合、そのことで虐待はいったん解消されますが、それが高齢者の望む安心した生活なのか、高齢者の望む安心した生活をかなえるためにはどのような対応が必要なのか、またその実現の可能性はどうか等についても検討し、見通しを立てる必要があります。そして、高齢者の安心した生活のための必要な環境の整備が確認できた時点で終結となります。

※本人の生命や身体の安全確保を重視する観点から、必ずしも高齢者の希望する生活と終結の形態とが一致しないことも考えられます。例えば、高齢者本人が、養護者との再同居を希望している場合であっても、

- ・高齢者は施設等で生活し、養護者が時々面会を行うことで関係が改善された状態
- ・高齢者の居場所を養護者に明確にせず、お互いに別々の生活を営む状態（分離継続）

などの状態で終結を迎えることもあり得ます。そうした場合であっても、可能な限り、高齢者の思いを尊重できる環境を整えることが重要となります。



地域包括支援センターで記録、決裁し、原本を市長寿福祉課へ送付する。
市へ送付された帳票原本は市長寿福祉課で決裁し、地域包括支援センターへ写しを送付する。

地域包括支援センター担当者が記録し、担当者氏名を記載する。

⑧票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録(終結)

高齢者氏名 _____

記録者氏名 _____

地域包括支援センター

起案日

決裁日

市長寿福祉課

起案日

決裁日

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

会議日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
出席者	市長寿福祉課 _____ 地域包括支援センター
会議の目的	終結の最終的な決定を行う
協議内容	
今後の対応	<p>1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行</p> <p>2. 他の機関へ関与を引き継ぐ (他機関: _____)</p> <p>3. その他 (_____)</p> <p>【対応策】</p>

会議における主な協議事項とその結果を要約して記載する。また、終結後の対応として必要な事項を記載する。

今後の対応について○を付ける。他機関へ引き継ぐ場合は、他機関名を記載する。終結後、包括としてどのように関わるのか、モニタリングの方法や期間などを【対応策】の欄に具体的に記載しておく。

高齢者虐待対応のQ & A

高齢者虐待への対応について、よくある質問についてのQ&Aを次に示します。

Q 1 虐待の通報後は、地域包括支援センターや市長寿福祉課が全て対応しなければならないのですか。

A いいえ、違います。地域包括支援センターと市長寿福祉課は責任を持ちつつ、関係者と一緒に対応します。

(説明)

虐待の通報を受けた後、地域包括支援センターや市長寿福祉課はさまざまな情報を収集し、事実確認を行いながら適切な対応策を検討していく必要があります。また、養護者（虐待者）や虐待を受けた高齢者の生活や介護の支援を続けながら虐待を防止するためには、ケアマネジャーや介護サービス事業者も含め、チームで対応することも大切になります。

このように、高齢者虐待対応の場合は地域包括支援センターや市長寿福祉課が主体となりつつ、関係者の方と協力して対応することとなります。

Q 2 虐待対応は、一般的な相談ケースと比べ、対応にどのような違いがあるのですか。

A 高齢者虐待対応はあくまでも高齢者虐待防止法に基づいて行われる支援ですので、本人や家族からの依頼に基づく支援とはいくつもの点で異なります。

(説明)

まず、本人や家族等の依頼が無くても、あるいは拒否されても、地域包括支援センター、市長寿福祉課は相談や通報を受理した場合、本マニュアルに沿って、虐待の解消に向けて支援していかねばなりません。本人の意向は最大限尊重した支援を行いますが、生命・身体の危険の度合いによっては、本人の意向とは異なる保護的措置をとることもあります。そのため、虐待対応では、個人情報保護法の適用が例外的に外されて個人情報を本人の同意無くして集めることができることや、立入調査、面会制限、老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施、成年後見開始審判申立など行政権限が行使できるようになっています。

終結を目指した支援を行い、最終的には虐待対応としての支援を終わらせなければなりません。

Q 3 65歳未満の方への対応はどのようになるのですか。

A 高齢者虐待防止法の対象とはなりませんが、同法を参考に適切な対応が求められます。

(説明)

本法律では、高齢者を65歳以上と規定しています。よって、65歳未満の場合、法に基づく立ち入り調査などの権限を行使することはできません。虐待により、その方の尊厳が傷つけられ、安心した生活を送ることが侵害されている場合は、「65歳未満の方」であっても、本法律の趣旨に基づく対応をしなければならないというのが通説となっています。よって、「65歳未満の方」であっても、何かしらの権利侵害があるのであれば行政や関係機関と協議をしていくことが必要です。

Q 4 高齢者虐待通報・届出受理書は必ずセンター内で決裁したものを市長寿福祉課へ提出しなければならないのですか。

A いいえ、そのようなことはありません。

(説明)

マニュアルでは、「高齢者虐待通報・届出の受理は、相談を受け付けた機関における①票 高齢者虐待通報・届出受理書の決裁をもって受理とします。」としていますが、決裁を受けようにもセンター長が不在であるということは多々あります。速やかに通報、届出されたことを共有し、緊急性の把握を行い、初動の方針を決定することが何よりも重要であるため、決裁に時間がかかる場合は、市長寿福祉課へ提出後に決裁を行うという対応も必要となります。

Q 5 虐待対応の事実確認などは、必ず複数人で行わなければならないのですか。

A そのとおりです。確実に確認できるよう、複数人で実施します。

(説明)

高齢者虐待対応における事実確認は、客観性の担保や危険を回避するためという理由などから複数人で対応します。

ただし、複数人で実施とはいえ、大勢での対応は、逆に対象者にストレスや警戒感を与える場合があるので、訪問人数についてはコアメンバー会議等で対象者の状況を踏まえて検討することが求められます。

Q 6 コアメンバー会議は必ず開催しなければならないのですか。

A はい、必ず開催します。

(説明)

コアメンバー会議は、本市としての虐待対応に関する意思決定をする会議として位置付けられています。よって、通報受理時及び行政権限行使を決定する際並びに終結可否の判断の際には必ず開催しなければなりません。

ただし、通報や届出を受理した地域包括支援センター又は市長寿福祉課による緊急性の判断の段階で、高齢者の生命又は身体に危険が差し迫っているなどの場合は、高齢者の保護を優先し、コアメンバー会議を事後に開催する場合があります。

Q 7 初回コアメンバー会議は高齢者虐待通報・届出受理から48時間以内に開催しなければならないのですか。

A はい、原則、48時間以内に開催します。

(説明)

マニュアルでは、「初回コアメンバー会議は、原則、高齢者虐待通報・届出受理から48時間以内に開催します。」としています。なぜならば、事例の全体が把握できていない初動の段階においては、特

に高齢者の安全確認・保護が最優先されることから迅速な状況把握と判断が求められます。この意味で児童虐待対応を参考にして、48時間以内に事実確認を行い、その情報を基にしたコアメンバー会議の開催を目指しているからです。

土日や祝日を挟み、現実的に開催が48時間後となってしまうこと等も考えられますが、その場合は地域包括支援センターと市長寿福祉課との間で事実確認等の結果に基づき協議を行い、緊急性の程度によって48時間経過後、なるべく早い時期に開催することも可能となります。

Q8 支援計画は必ず作成しなければならないのですか。

A はい、必ず作成します。

(説明)

高齢者虐待対応は行政の責任の下で、高齢者や養護者(虐待者)に関係する支援者のチームで対応します。その際、支援者間で、解決すべき課題や支援方針について共通認識をもつとともに、支援の役割分担を明確にするためにも支援計画を作成したうえで対応する必要があります。

また、虐待の状況をできるだけ早期に解消するために、支援計画はケースの状況に応じて評価し、随時変更していきます。

Q9 支援計画の評価を経ないで終結することはありますか。

A いいえ、ありません。

(説明)

虐待の発生要因が解消(又は著しく軽減)されているかなどの情報交換(モニタリング)や、支援方法が適切であるか(支援計画の評価)を「終結コアメンバー会議」により確認しなければ「終結」はできません。そして、モニタリングで援助の効果が確認できなかった場合は、虐待対応を継続し、新たに支援方法を検討しなければなりません。

また、「終結」といっても、虐待対応チームとしての援助を終了するだけであり、再度虐待の事態が起きた場合の対応方法の確認や、必要に応じて権利擁護又は包括的継続的ケアマネジメントとして支援をすることも検討する必要があります。

Q10 被虐待者や虐待者が死亡し、高齢者虐待対応が終結となった場合でも終結コアメンバー会議は開催するのですか。

A はい、開催します。

(説明)

被虐待者もしくは、虐待者が死亡した場合は、虐待という事象は発生しないため、虐待対応は終結となります。その場合においても、終結コアメンバー会議を開催し、「虐待対応の終結」を決定します。終結コアメンバー会議で決定された「虐待対応の終結」については、関係機関等へ報告を行い、関係者間で共有を図ります。また、必要があれば、個別ケース会議を開催し、関係者間での振り返りを行います。終結をしたケースを検討することは、今後の支援につながる重要な学習の機会となります。

Q 1 1 介護保険サービス事業者による居宅内での虐待は、養護者による虐待になりますか。

A いいえ、養護者による虐待には該当しません。

(説明)

訪問介護や訪問リハビリ等の事業者による虐待は、「養介護施設従事者等による虐待」に該当します。

これら事業者による高齢者虐待へは、市長寿福祉課介護給付係が対応します。

本法律では「養介護施設従事者等」を以下の施設及び事業の業務に従事する者と定義しています。

<養介護施設従事者等 (法第2条第5項第二号) >

区 分	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

Q 1 2 帳票の提出期限について、概ねの目安はありますか。

A おおむね2週間以内の提出を目安とします。

(説明)

帳票の作成や提出に至るまでは包括内での決済、支援検討会議参加者への送付などもありおおむね2週間以内を目安としつつも、次回会議の開催に支障がないように速やかな提出が必要です。

高齢者虐待防止のための気づき チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」として以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなっていきますが、これらはあくまで例示です。

様々なサインを捉え、なぜチェックがついているのか、その背景をアセスメントしたうえで、高齢者や養護者への支援を考えていきましょう。

- 1 サインで当てはまるものがあれば、チェック欄に「○」を付け、具体的な状況を記入してください。
- 2 「○」があれば、自分一人ではなく、同僚や上司等、複数の目で確認してください。

※ 居宅介護支援・介護予防支援事業におけるモニタリングの際等に合わせて確認してください。

※ 疑われる虐待行為の欄は、特に関連がある虐待の種類に*印を付けています。

高齢者からのサイン

高齢者の様子	サイン	チェック	具体的な状況 (程度、いつからか等)	疑われる虐待行為					
				身体的	介護放棄	心理的	性的	経済的	
態度や表情	おびえた表情や、体を萎縮させている。			*		*	*		
	急に不安がったり、急な態度の変化がある。			*	*				
	家族のいる場面、いない場面で態度が異なる。			*	*				
	無気力な表情、無表情や、投げやりな態度である。				*				
	かきむしり、噛み付き、ゆすり、自傷行為等がみられる。 (疾患によるものを除く)					*			
	人目を避けたがるようになる。						*		
	不自然な空腹を訴えたり、他の所ではガツガツ食べる。					*			
身体の状況	身体にあざや傷がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・説明のつかない転倒や小さな傷が頻繁にみられる。 ・太腿の内側や上腕部の内側、背中等の傷やみみずばれがある。 ・回復状態が様々な段階の傷・あざや、骨折がある。 ・臀部や手のひら、背中等に火傷跡がある。 ・生殖器等の傷、出血、かゆみの訴えがある。 			*					
	衣服・身体の清潔さが保たれていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体の異臭、汚れのひどい髪、のび放題の爪 ・汚れたままの服や、濡れたままの下着を身につけている。 				*				
	やせが目立ったり、急な体重の減少、拒食や過食による不自然な体重の増減がある。					*	*		*
	不眠や不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)の訴えがある。						*		
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言がある。			*					
	話す内容が変化し、つじつまが合わない。(疾患によるものを除く)			*					
	何を求めても説明しようとしてせず、隠そうとする。			*	*	*	*	*	
	「お金を渡されていない」「お金を取られた」「年金が入ってこない」「貯金が無くなった」などの発言があったり、年金通帳・預金通帳がない。							*	
	自分を否定的に話す。					*			
	「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言がある。					*			
	新たなサービスは拒否する等、援助を受けたがらない。				*			*	
行為の自由度	自由に外出したり、家方失以外の人と話すことができない。			*					

養護者からのサイン

養護者の態度	サイン	チエツク	具体的な状況 (程度、いつからか等)	疑われる虐待行為				
				身 体 的	介 護 放 棄	心 理 的	性 的	経 済 的
高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的			*	*	*	*	*
高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言がある。			*	*	*		
	コミュニケーションをとろうとしない。				*	*		
関係者に対する態度	援助の専門家と会うのを避けたり話しながらないなど、拒否的である。また、本人に会わせなかったり、本人の部屋を見せない。			*	*	*	*	*
	専門家に責任転嫁をする。			*	*			
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある。			*	*	*		
適切な医療や介護	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産と日常生活の大きな落差がある。 ・サービス利用負担や生活費が払えていない。 				*			*
	住環境が不適切である。 <ul style="list-style-type: none"> ・極端に乱雑であったり、床がべたべたした感じがする、汚れたままのシーツ等、極めて非衛生的であったり、異臭がする。 ・暖房が欠如している。 				*			*
サービス等の提供	菓子パンのみの食事など、適度な食事が準備されていなかったり、食べるものにも困っている。				*			
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否したり、受診した気配がない。				*			
	介護サービスが必要であるが、勧めても無視あるいは拒否し、極端に不足していたり、未利用である。				*			

地域からのサイン

	サイン	チエツク	具体的な状況 (程度、いつからか等)	疑われる虐待行為				
				身 体 的	介 護 放 棄	心 理 的	性 的	経 済 的
	自宅から、高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる。			*		*		
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。				*			*
	室内の住居の外にゴミがあふれ、異臭がしたり、虫がわいている状態である。				*			*
	高齢者が、気候や天気が悪くても、長時間外にいる姿がしばしば見られる。			*		*		
	高齢者が道路に座り込んだり、徘徊している姿が見られる。					*		
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。				*			
	ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になり、何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる。					*		
	近所の付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。			*	*	*	*	*
	郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や郵便で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。				*			
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。				*			*

高齢者虐待対応に係る関係法令

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者が高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項 に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項 に規定する居宅サービス事業、同条第十四項 に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項 に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項 に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項 に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項 に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為
- 6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号 に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立

場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

(相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

(養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するた

めの措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護

及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第一百五十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受け高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項で

あつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法 又は介護保険法 の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条 の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日厚生労働省令第九十四号)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

(市町村からの報告)

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二條第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同條第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二條第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二條第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五條の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

<参考・引用文献>

- 『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』
(平成30年3月 厚生労働省老健局)
- 『広島市高齢者虐待対応帳票の使用の手引き』
(平成24年3月 広島市健康福祉局高齢福祉課)
- 『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』
(平成22年2月 社団法人日本社会福祉士会／中央法規出版)
- 事実確認(訪問・面接調査)前の協議シート
・・・東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成のシートを改編
- 記入例に用いた高齢者虐待事例・・・茨城県高齢者虐待対応事例集より引用

使 用 帳 票

①票 高齢者虐待 通報・届出受理書

地域包括支援センター
起案日 . . .
決裁日 . . .

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

No.

市長寿福祉課
起案日 . . .
決裁日 . . .

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第7条・9条による通報・届出を受理しました。

虐待通報受付	日 時 年 月 日 午前・午後 時 分			
通報手段	通報受理者 氏名() 地域包括支援センター・市長寿福祉課			
通報者について (情報提供者)	氏名 (所属)	相談についての調査協力	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 否	
	住所 TEL	相談・通報について高齢者の了解	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	高齢者との関係	1 本人 2 家族・親族 3 近隣者 4 民生委員 5 介護保険関係機関 6 医療機関 7 警察 8 その他()		

高齢者※	(ふりがな) 氏名	()	男・女	生年月日	M T S 年 月 日生 ()歳
	住所 TEL				被虐待の自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	高齢者の心身状況				
養護者※	(ふりがな) 氏名	()	男・女	生年月日	T S H 年 月 日生 ()歳
	住所 TEL				虐待の自覚 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	続柄	1 配偶者 2 子(娘・息子) 3 子の配偶者(婿・嫁) 4 兄・弟・姉・妹 5 孫 6 その他()			
	養護者の心身状況				

※高齢者等の詳細情報については、③票を参照

虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待疑い <input type="checkbox"/> 介護放棄疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況()	
通報の具体的内容 いつから 頻度は どんなふう		
緊急保護検討の必要性*	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 *②票参照	

【コアメンバー会議の予定日】 年 月 日() 時～ 場所(包括 市 その他)

②票

高齢者虐待リスクアセスメント・シート

高齢者氏名

【アセスメント実施者】：
【アセスメント実施日】：

あてはまる場合には「」に○を、あてはまらない場合には「」に×を記入する。
また、あてはまる項目を○で囲み、()には具体的な状態や程度を記入する。
情報が未収の場合は未記入のままにする。

① 高齢者は意思疎通が可能か？ []できる。程度を記入()		関連情報を記入
レ ッ ド	② 当事者が保護を求めているか？ []高齢者自身が保護を求めている () []養護者が高齢者の保護を求めている ()	
	③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ []「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり () []「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり ()	
	④ すでに重大な結果が生じているか？ []例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症状 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他()	
イ エ ロ ー	⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ []頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 きわめて非衛生的 極端な怯え その他()	
	⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ []習慣的な暴力 新旧の傷 あざ 入退院の繰り返し その他() []養護者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避() []養護者の精神的不安定 判断力の低下 非現実的な認識 その他()	
	⑦ 高齢者に虐待につながるリスク要因があるか？ []認知症高齢者自立度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M () []問題行動：徘徊暴力行為 昼夜逆転 不穏 興奮 失禁 その他() []障害老人自立度： J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 () []性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他() []精神疾患() 依存症() その他()	
	⑧ 養護者に虐待につながるリスク要因があるか？ []高齢者への拒否的感情や態度() []重い介護負担感() []介護疲れ() []認知症や介護に関する知識・技術不足() []性格的問題(偏り)：衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他() []障害・疾患：知的障害 精神疾患() 依存症() その他() []経済的問題：低所得 失業 借金 高齢者への経済的依存 その他()	
	⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ []長年にわたる養護者・高齢者間の不和の関係() []養護者・高齢者の共依存関係() []養護者が暴力の被害者() []その他の家族・親族の無関心() []住環境の悪さ：狭い 高齢者の居室なし 非衛生的 その他()	

【判断の目安】

レ ッ ド：①が○⇒②③に○

もしくは①が○ないし×⇒④に○⇒ 緊急保護の検討

イ エ ロ ー：①が×⇒②～④に○なし⇒⑤と⑥に○、もしくは⑦から⑨のいずれかに○

⇒ 保護の検討、もしくは集中的援助

①が○⇒②～④に○なし⇒⑤と⑥に○、もしくは⑦から⑨のいずれかに○

⇒ 継続的、総合的援助

高齢者虐待リスクアセスメント・シートの説明

1. 活用目的

1) 支援の緊急度、方向性の判断

虐待を受けている高齢者を「緊急保護」するか否かという支援緊急度の判断の際に、また、「保護」するか在宅での「集中的援助」とするか、あるいは、在宅での「継続的、総合的援助」とするが、という支援の方向性を判断する際に活用します。

2) 情報の整理と認識の共有

コアメンバー会議や処遇検討会を行う際、参加者のもつ情報を整理し、事例に関する共通認識を形成していくために活用します。

3) 必要な情報の確認

必要な情報を収集・確認できているかどうかチェックするために活用します。

2. 留意点

1) あくまでも保護・援助の必要性判断のための補助的道具であるので、これを機械的に適用することは避けます。

2) リスク要因だけでなく、リスク要因を緩和するような当事者の強み、よい点、長所(ストレングス)についても探索し、記入するようにします。

3) シートに記載された情報だけで支援プランを立てることは困難です。事例の全体像を把握し、なぜ虐待が起きているのか、防げない要因は何かを理解したうえでプランを検討する必要があります。

4) そのためには、シートに記載されていない情報、例えば、家族歴や生活史、近隣との関係などについても収集することが求められます。

高齢者氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	居所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・入院	
養護者氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	高齢者との関係:	同別居の状況: <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
高齢者の希望	居所の希望: <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明		
	意思疎通: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能 () <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 話の内容: <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する 生活意欲: <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ (無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)		
高齢者の情報			虐待解消 に向けた 対応課題
【健康状態等】			
疾病・傷病名 :		既往歴 :	
医療機関 病院名・診療科 :		主治医 :	
病院名・診療科 :		主治医 :	
要介護認定 :		<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (申請日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請	
障害老人自立度 :		<input type="checkbox"/> 障害なし <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C	
認知症高齢者自立度 :		<input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> 不明	
障害手帳等 :		<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 (級) <input type="checkbox"/> 療育手帳 () <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 (級)	
医療費補助等 :		<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費 <input type="checkbox"/> 指定難病医療費	
精神状態: <input type="checkbox"/> 認知症 (<input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> うつ病 (<input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 行動障害 ()			
【危機への対処】			
危機対処場面において:		<input type="checkbox"/> 自ら助けを求めることができる <input type="checkbox"/> 助けを求めることが困難	
避難先・退避先 :		<input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある () <input type="checkbox"/> ない	
【成年後見制度の利用】			
成年後見人等:		<input type="checkbox"/> あり (後見人等:) <input type="checkbox"/> 申立中 (申立人:) <input type="checkbox"/> 申立予定あり <input type="checkbox"/> 申立予定なし	
【経済情報】			
<input type="checkbox"/> 住民税課税 <input type="checkbox"/> 住民税非課税 <input type="checkbox"/> 生活保護受給 【介護保険利用者負担段階 第____段階】【収入額 月____万円 (内訳:)】			
預貯金等 万円 1ヶ月に本人が使える金額 ____万円 借金 ____万円			
具体的な内容 (生活費や借金等) :			
<input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 (給付制限) <input type="checkbox"/> 健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他滞納 ()			
金銭管理及び管理者: <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 (判断可) <input type="checkbox"/> 全介助 (判断不可) <input type="checkbox"/> 不明 金銭管理者 ()			
【住環境・家屋状況】			
<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 家族所有 () <input type="checkbox"/> 借家 (家賃 円)			
具体的な状況 (間取りや清潔さなど)			
【生活状況】		【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】	
食事 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
調理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
移動 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()		【本人に関する課題や特記事項】	
買物 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
入浴 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
排泄 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
掃除洗濯 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
服薬管理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
お金の管理 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			
病院の受診 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 介助 ()			

③票

養護者の情報				虐待解消に向けた対応課題				
【養護者の希望】				□課題				
【健康状態等】								
疾病・傷病名：		既往歴：						
医療機関： 病院名・診療科：		主治医：						
性格的偏り：				□課題				
障害手帳等： <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（ 級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（ 級） 医療費補助等： <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費 <input type="checkbox"/> 指定難病医療費								
要介護認定： <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 申請中（申請日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未申請 障害老人自立度： <input type="checkbox"/> 障害なし <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C 認知症高齢者自立度： <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> 不明								
【介護負担】								
高齢者に対する介護意欲： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		介護技術・知識： <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明						
1日の介護時間： <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明		介護の代替者： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		□課題				
介護期間（いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など）※期間と負担原因を明確に								
平均睡眠時間：およそ_____時間								
【就労状況】				□課題				
就労状況： <input type="checkbox"/> 就労（就労曜日____～____ 就労時間____時～____時）、雇用形態（ <input type="checkbox"/> 正規、 <input type="checkbox"/> 非正規） <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労								
【経済状況】				□課題				
<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 収入額 月_____万円（内訳： ） 預貯金等_____万円 借金_____万円								
<input type="checkbox"/> 高齢者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある								
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他（ ）								
【近隣との関係】				□課題				
<input type="checkbox"/> 良好（ ） <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明								
【養護者やその他の家族関係についての課題・特記事項】				□課題				
ジェノグラム				家族構成				
				氏名	続柄	年齢	同居・住所	備考
サービス利用状況				関係機関				
	午前	午後	備考	関係機関名(ケアマネ、事業者、民生委員等)	担当者名	連絡先		
月								
火								
水								
木								
金								
土				週間以外のサービス				
日								

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

回目 _____
 高齢者氏名 _____

記録者氏名 _____

地域包括支援センター

起案日 . . .
 決裁日 . . .

市長寿福祉課

起案日 . . .
 決裁日 . . .

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

会議日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分		
出席者	市長寿福祉課 氏名: 地域包括支援センター 氏名:		
会議の目的			
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の疑いあり(<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり(<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他) 判断根拠 ()		
緊急性の判断※	<input type="checkbox"/> レッド (緊急保護の検討) <input type="checkbox"/> イエロー (<input type="checkbox"/> 保護の検討 <input type="checkbox"/> 集中的援助 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助) ※【②票 高齢者虐待リスクアセスメント・シート】を参照 判断根拠 ()		
協議内容	<p>【虐待解消に向けて解決すべき課題】</p>		
想定される虐待の全体像(背景・要因)			
総合的な支援方針等(決定事項)			
支援検討会議予定	予定日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 会場:	
	参加予定者	市・包括・介護支援専門員・介護保険事業者()・地域団体等()	

④票

協議内容

⑤票

高齢者虐待対応支援検討会議記録

回目

高齢者氏名

記録者氏名

地域包括支援センター

起案日 . .
 決裁日 . .

市長寿福祉課

起案日 . .
 決裁日 . .

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

会議日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分		
会議種別	支援検討会議 ・ 支援検討専門委員会		
出席者 (所属・氏名・職名)	【所属】	出席者名(職名)	
	市長寿福祉課		
	地域包括支援センター		

会議の目的	
協議内容	<p>【虐待解消に向けて解決すべき課題】</p>
総合的な支援方針等(決定事項)	

⑤票

協議内容

⑥票

高齢者虐待対応支援計画票(コアメンバー会議・支援検討会議・支援検討専門委員会)

高齢者氏名 _____

年 月 日
年 月 日

計画作成日
初回計画作成日

計画作成: _____回目

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担		実施の有無 実施有りは○印及び実施状況を、 未実施は理由を記入
				何を・どのように	支援機関・担当者等 実施日時・期間/評価日	
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等(虐待終結に向けた課題等を記載)						

総合的な支援
の方針・目標

⑥票

備考

⑦ 票

高齢者虐待対応支援評価票

記入年月日 年 月 日 時 分～ 時 分

計画評価：___回目

高齢者氏名

会議日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

課題番号	目標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)	対応方針の変更の有無、変更内容 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
				<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 達成 (変更内容:)
支援を要する状況	虐待種別	判定	高齢者本人の状況(意見・希望)	養護者の状況(意見・希望)
	a. 身体的虐待			
	b. 放棄・放任			
	c. 心理的虐待			
	d. 性的虐待			
	e. 経済的虐待			
	f. その他			
新たな支援計画の必要性		評価結果のまとめ()		
			1. 虐待対応支援の終結 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 4. アセスメント、支援計画の見直し 5. その他()	

⑦票

備考

⑧票

高齢者虐待対応コアメンバー会議記録(終結)

高齢者氏名 _____

記録者氏名 _____

地域包括支援センター

起案日 . . .
 決裁日 . . .

市長寿福祉課

起案日 . . .
 決裁日 . . .

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

会議日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
出席者	市長寿福祉課 _____ 地域包括支援センター
会議の目的	終結の最終的な決定を行う
協議内容	
今後の対応	1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 2. 他の機関へ関与を引き継ぐ (他機関: _____) 3. その他 (_____)
	【対応策】

事実確認(訪問・面接調査)前の協議シート

初回コアメンバー会議開催予定日: 年 月 日 協議者: (市長福祉課) 地域包括支援センター) 年 月 日 時~ 時

何が起きている可能性があるか

身体的虐待 □身体的虐待 □心理的虐待 □放棄・放任 □性的虐待 □経済的虐待
 □セルフ・ネグレクト □消費者被害 □その他

具体的に(虐待ではない可能性がある場合はそのことも含めて、想定されることを書く)

訪問・面接調査前

包括内・庁内情報の収集

□相談履歴(包括/役所) □住民票 □介護保険料所得段階 □介護保険料収納状況
 □主治医意見書 □認定調査時の情報 □国民健康保険税等の収納状況
 □後期高齢者医療保険料等の収納状況 □医療機関の受診歴
 □保健所・保健センターの関与 □生活保護(相談履歴/受給状況)
 □生活困窮者相談窓口の相談状況 □障害福祉サービス利用状況
 □障害者手帳の有無 □障害福祉サービス(庁内/年金事務所)
 □税の収納状況 □年金情報(庁内/年金事務所)
 □その他()

誰がどのように情報を集めるか

訪問・面接調査前

関係者・関係機関からの情報収集

□民生委員 □自治会長 □町会長 □地域住民 □警察(生活安全課/交番等)
 □社会福祉協議会 □担当ケアマネジャー □介護サービス事業者
 □主治医・医療機関 □その他()

必ず聞き取ること・伝えることを考える

何を

□聞き取り(電話/訪問/その他) □ケース会議の開催 □サービス担当者会議への出席
 具体的に(誰が、どのような順番で、どのような説明をして、何に注意をして)

どうやって

面接で確認すること

本人

□バイタルチェック □体調の不良 □認知症の症状 □痛みの有無
 □ADL □受診状況 □危機回避能力 □傷・瘡の理由
 □本人にイライラしていることがあるか
 □相談できる場所の有無
 □養護者自身の心身の状態
 □養護者自身の困りごとや不安

養護者や他の親族

□高齢者本人の最近の変化 □傷・瘡の理由
 □本人の認知症の症状の有無 □傷・瘡の理由
 □本人にイライラしていることがあるか
 □相談できる場所の有無
 □養護者自身の心身の状態
 □養護者自身の困りごとや不安

訪問理由

訪問方法/訪問予定 () □訪問 □出先 □来所依頼

訪問するメンバーと役割分担

持っていくもの □体温計 □血圧計 □聴診器 □体重計 □長谷川式スケール/DASC □包括の案内等 □カメラ

注意すること・配慮すること

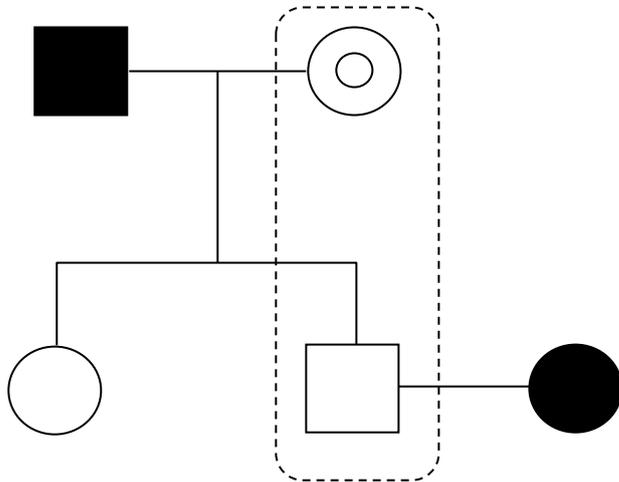
その場で対応する可能性があると考えられること



記入例

高齢者虐待事例 ※茨城県高齢者虐待対応事例集より引用

1 家族構成について



2 本人・家族の状況

○本人 女性（85歳） 要介護3
つかまり歩行 認知症の程度：ランクIV

○養護者

長男（62歳） 無職

○その他

本人には長女がおり、市外に住んで、月1回程度、様子を見に通っている。

3 虐待通報の経緯

通報受理

長男から『本人を叩いてしまう。』とケアマネジャーに相談があり、ケアマネジャーが「ももりん地域包括支援センター」に通報をした。

4 虐待の内容

本人は、家中を歩き回り、長男の姿が見えないと長男の名前を呼び続け、排泄行為も介助が必要な状況にあったため、長男の精神的疲労が強く、本人を叩いてしまう。

5 対応の経過・支援内容

ももりん地域包括支援センターで通報を受理、市と協議し、事実確認は包括が実施することとした。ももりん地域包括支援センター社会福祉士と保健師が本人宅を訪問。長男は「長期間介護しているといつ手が出てしまう。」と話した。短期入所を勧めたが、「できる限り家で面倒をみたい。本人も家にいたいと言っており、施設へは入れられない。」と難色を示す。

その後、

初回コアメンバー会議

個別ケース会議（支援計画作成）

支援計画の実施

個別ケース会議（支援計画評価）

が繰り返され、

最終的に

終結コアメンバー会議において、支援検討会議の評価結果に基づき、

①高齢者虐待状態が解消されている

②高齢者が安心して生活を送るために必要な環境整備の目処がたった状態を確認したとして、高齢者虐待対応を終結すると決定した。

- ① 市長寿福祉課にて虐待ケース番号を記載する。
- ② 該当する項目に○印をつける。
 通報：被虐待者、養護者以外からの相談
 届出：被虐待者、養護者本人からの相談
- ③ 地域包括支援センターで受理した場合
 包括内で決裁後に原本を市長寿福祉課へ提出。
 市長寿福祉課で受理した場合
 課内で決裁後、包括へ写しを送付 ⇒ 包括内で決裁 ⇒ 決裁済を市へ送付。

①票 高齢者虐待 通報 届出受理書

地域包括支援センター
 起案日 29
 決裁日 29

市長寿福祉課
 起案日
 決裁日

担当者			管理者
担当者	係長	課長補佐	課長

- ④ 匿名でも可。
- ⑦ わかる範囲で記載する。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第7条・9条による通報・届出を受理しました。

虐待通報受付 日 時 平成 29 年 ○ 月 ○ 日 ○ 午前・午後 ** 時 ** 分

通報受理者 氏名 (田中 清明) ももりん 地域包括支援センター・市長寿福祉課

通報手段 1 電話 ② 来所相談 3 訪問 4 その他

通報者について (情報提供者)

氏名 (所属) ファイト居宅介護支援事業所 尾根 光 相談についての調査協力 承諾 否

住所 TEL 福島市福祉町1-1 024-500-0x△□ 相談・通報について高齢者の了解 有 無

高齢者との関係 1 本人 2 家族・親族 3 近隣者 4 民生委員 ⑤ 介護保険関係機関 6 医療機関 7 警察 8 その他 ()

- ⑤ 事実確認等に協力してもらえるかを聞き取りを行い、記載する。
- ⑥ 相談者が相談・通報することについて、被虐待者から了解を得ているかを記載する。

- ⑧ 既往・現病歴について記載する。

高齢者※

(ふりがな) 氏名 (ふくしま はなこ) 男 女 生年月日 M T S 6 年 11 月 1 日 生 (85) 歳

住所 TEL 福島市介護町3-1 被虐待者の自覚 有 無 不明

024-501-□○x△

高齢者の心身状況 本人は、家中を歩き回り、長男の姿が見えないと長男の名前を呼び続け、排泄行為も介助が必要な状況

養護者※

(ふりがな) 氏名 (ふくしま たろう) 男 女 生年月日 T S H 29 年 1 月 1 日 生 (62) 歳

住所 TEL 同上 虐待の自覚 有 無

続柄 1 配偶者 ② 子(娘・息) 3 子の配偶者(婿・嫁) 4 兄・弟・姉・妹 5 孫 6 その他 ()

養護者の心身状況 母親の世話をしたいという強い思いがある一方で、最近、母親が家中を歩き回り、何かにつけて自分の名前を呼ぶため、精神的疲労が多く、母親を叩いてしまったことをケアマネに対し、訴えてきている。

- ⑨ 支援方針の決定する際に必要であるため、可能な限り詳しく記載する。
- ⑩ ②票を使用して判断。緊急対応が必要な場合は、速やかに市長寿福祉課に連絡する。

- ⑪ 通報・届出受理時に、市長寿福祉課と包括が相互に連絡し、コアメンバー会議開催日を決定する。

※高齢者等の詳細情報については、③票を参照

虐待の可能性 身体的虐待疑い 介護放棄疑い 心理的虐待疑い 性的虐待疑い 経済的虐待疑い 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ()

通報の具体的内容 長男は5年前から母親の介護をしている。母親の介護があり、仕事に就けず、世帯での収入年金のみ。2人で食べていくのにやっとの収入ではあったため、介護保険の申請、更新は行ケアマネが決まっただけであり、介護サービスの利用はなかった。年々、母親の状態も衰えてここ3か月は特に認知症の進行があり、母親は家中を昼夜問わず、歩き回り排泄も自分では出なっている。現在、母親を介護したいという強い気持ちと明らかに衰えた母親との間に挟まれ、精神的に追い込まれ、母親の手を叩いてしまう。叩いたことは長男からCMへ話があった。

緊急保護検討の必要性* 有 無 *②票参照

【コアメンバー会議の予定日】 平成 29 年 ○ 月 ■ 日 (△) ** 時 ~ 場所 (包括 市 その他)

通報・届出の受理段階では、
①票・②票・③票は
セット

※裏面の「説明」を必ず読んでから記入する。

①

被虐待高齢者の氏名
を記載する。

②

リスクアセスメントシートを行った実施日を記載する。
※リスクアセスメントシートの実施は一度だけでなく、コアメンバー会議毎や状況に変化があった場合に適宜行い、常に最新の情報で実施する。

※①から⑨までは「○」を入れる。途中で「○」がついても「○」で記入する。

②票 高齢者虐待リスクアセスメントシート	
高齢者氏名	福島 花子
	【アセスメント実施者】： 田中 清明
	【アセスメント実施日】： 29・〇・〇

あてはまる場合には「○」を、あてはまらない場合には「×」を記入する。
また、あてはまる項目を○で囲み、()には具体的な状態や程度を記入する。
情報が未収の場合は未記入のままにする。

関連情報を記入

④

リスク要因を緩和する
ための措置を
講ずる
こと
を
要
す
る
事
例
を
参
照

レ ッド	① 高齢者は意思疎通が可能か？ [×]できる。程度を記入(認知症の進行があり、簡単な会話が可能) ()	
	② 当事者が保護を求めているか？ [×]高齢者自身が保護を求めている () [×]養護者が高齢者の保護を求めている ()	
	③ 当事者の訴える状況が差し迫ったものか？ [×]「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えあり () [×]「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり ()	
	④ すでに重大な結果が生じているか？ [×]例：頭部外傷(血腫 骨折) 腹部外傷 意識混濁 重度の褥瘡 重い脱水症 脱水症状の繰り返し 栄養失調 全身衰弱 強い自殺念慮 その他()	
イ エ ロ ー	⑤ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ [×]頭部打撲 顔面打撲・腫脹 不自然な内出血 やけど 刺し傷 きわめて非衛 極端な怯え その他()	
	⑥ 繰り返されるおそれが高いか？ [○]習慣的な暴力 新旧の傷 あざ 入退院の繰り返し その他 () [×]養護者の認識：虐待の自覚なし 認めたがらない 援助者との接触回避 () [×]養護者の精神的不安定 判断力の低下 非現実的な認識 その他()	・養護者から『本人をたたいてしまう』との発言がある。
	⑦ 高齢者に虐待につながるリスク要因があるか？ [○]認知症高齢者自立度： I IIa IIb IIIa IIIb IV M () [○]問題行動： 徘徊暴力行為 昼夜逆転 不穏 興奮 失禁 その他() [×]障害老人自立度： J1 J2 A A2 B1 B2 C1 C2 () [×]性格的問題(偏り)： 衝動的 攻撃的 粘着質 依存的 その他() [×]精神疾患() 依存症() その他()	
⑧ 養護者に虐待につながるリスク要因があるか？ [×]高齢者への拒否的感情や態度() [○]重い介護負担感(排泄行為の介助が必要になっている) () [○]介護疲れ(養護者の精神的疲労が大きい) () [○]認知症や介護に関する知識・技術不足() [×]性格的問題(偏り)： 衝動的 攻撃的 未熟性 支配的 依存的 その他() [×]障害・疾患： 知的障害 精神疾患() 依存症() その他() [○]経済的問題： 低所得 失業 借金 高齢者への経済的依存 その他()	・できる限り家で面倒を見たいと母を思う気持ち。 ・『本人をたたいてしまう』とケアマネに打ち明けることができた。	
⑨ 虐待につながる家庭状況があるか？ [×]長期にわたる養護者・高齢者間の不和の関係 () [○]養護者・高齢者の共依存関係 (本人は長男をとて頼りにしており、長男も自宅介護したい気持ち) () [×]養護者が暴力の被害者 () [×]その他の家族・親族の無関心 () [×]住環境の悪さ： 狭い 高齢者の居室なし 非衛生的 その他()		

③

はじめに高齢者の意思疎通が可能な状態であることを確認し、その上で「○」を記入する。
「○」に「×」を記入する。

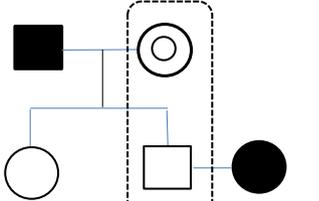
※あくまで保護の判断のための目安として活用してください。

【判断の目安】
レッド：①が○⇒②③に○
もしくは①が○ないし×⇒④に○⇒ 緊急保護の検討
イエロー：①が×⇒②～④に○なし⇒⑤と⑥に○、もしくは⑦から⑨のいずれかに○
⇒ 保護の検討、もしくは集
中の援助
①が○⇒②～④に○なし⇒⑤と⑥に○、もしくは⑦から⑨のいずれかに○
⇒ 継続的、総合的援助

⑩ 虐待解消に向けた対応課題として抽出すべき項目は〔課題〕にチェックを入れる。また、確認することができない場合もある。このような場合は「不明」とし、「情報が無い」ことを〔課題〕とする。

⑨ 実際の虐待被害の状況は「不明」として、「情報が無い」ことを〔課題〕とする。

⑪ 主な家族の状況をわかる範囲で記載する。また、キーパーソンになり得る存在がある場合は〔家族関係〕欄に記載する。

③票		養護者の情報				虐待解消に向けた対応課題															
【養護者の希望】																					
母親を自宅で介護したいという強い気持ちがある。						<input type="checkbox"/> 課題															
【健康状態等】																					
疾病・傷病名：		不明		既往歴：		不明															
医療機関：		病院名・診療科：		主治医：																	
性格的偏り：																					
障害手帳等： <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳（級）																					
医療費補助等： <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費 <input type="checkbox"/> 指定難病医療費																					
要介護認定： <input checked="" type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ） <input type="checkbox"/> 申請中（申請日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 未申請																					
障害老人自立度： <input checked="" type="checkbox"/> 障害なし <input type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C																					
認知症高齢者自立度： <input checked="" type="checkbox"/> J <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> 不明																					
【介護負担】																					
高齢者に対する介護意欲： <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明			介護技術・知識： <input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明																		
1日の介護時間： <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明			介護の代替者： <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明																		
介護期間（いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など）※期間と負担原因を明確に5年ほど前から母親の介護を行う。ここ3か月位の間に母親の認知症が進行、排泄も自分では難しくなっており、最近、負担感を強く感じている。それが原因となり、母親を叩くことも。 平均睡眠時間：およそ 時間 不明																					
【就労状況】																					
就労状況： <input type="checkbox"/> 就労（就労曜日 日～ 日 就労時間 時～ 時）、雇用形態（ <input type="checkbox"/> 正規、 <input type="checkbox"/> 非正規） <input checked="" type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労																					
【経済状況】																					
<input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 収入額 月 0 万円（内訳： ） 預貯金等 万円 借金 万円																					
<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある																					
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他（ ）																					
【近隣との関係】																					
<input type="checkbox"/> 良好（ ） <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input checked="" type="checkbox"/> 不明																					
【養護者やその他の家族関係についての課題・特記事項】																					
市外に長女があり、月1回程度、様子を見にきているようである。																					
ジェノグラム				家族構成																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>年齢</th> <th>同居・住所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島 太郎</td> <td>長男</td> <td>62</td> <td>同居</td> <td></td> </tr> <tr> <td>清水 桃子</td> <td>長女</td> <td>不明</td> <td>市外</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			氏名	続柄	年齢	同居・住所	備考	福島 太郎	長男	62	同居		清水 桃子	長女	不明	市外	
氏名	続柄	年齢	同居・住所	備考																	
福島 太郎	長男	62	同居																		
清水 桃子	長女	不明	市外																		
<p>⑫ ※ジェノグラムを記入する際に、スペースが足りなければ適宜白票等に記入して添付する。</p>				<p>家族関係 10年ほど前、花子さんの夫が亡くなったのを機に、太郎さんが家に戻った。 長女も心配をして月に1回程度は家に来ているようだが、自分の夫の両方を</p>																	
サービス利用状況				関係機関																	
	午前	午後	備考	関係機関名（ケアマネ、事業者、民生委員等）	担当者名	連絡先															
月				ファイト居宅介護支援事業所 ケアマネ	尾根 光	024-500-0xΔ□															
火																					
水																					
木																					
金																					
土				週間以外のサービス																	
日																					

⑬ 実際の支援においては、他機関・多職種の協力を得て支援・見守りを行う必要がある場合があるため、できるだけ詳しく情報を収集し、記載する。

① 現時点で得られている情報をもとにしながら、多角的視点から虐待発生の可能性を見立て、考えられるものだけ拾い、チャエックする。

② 想定される虐待の可能性を文章化する。この部分が情報収集の根拠となる。

事実確認(訪問・面接調査)前の協議シート

H29年〇月〇日 協議者: 松川 慶 (市島幸福協議) 田中 達明 (まもりん、地域包括支援センター) 初回アセスメント会議開催予定日: H29年〇月〇日 〇時~〇時

何が定まっている可能性があるか

身体的虐待 乙 心理的虐待 乙 放置・放任 乙 性的虐待 乙 経済的虐待 乙 セルフ・ネグレクト 乙 消費障害等 乙 その他

具体的に虐待ではない可能性がある場合はそのことも含めて、指定されることを書く

③ 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。

④ 上記の考えられる虐待の可能性をもとに、誰かの情報や、誰が、どのようにして収集するかを記入する。

⑤ 考えられる虐待の可能性をもとに、面接で確認したい項目をチャエックし、具体的な内容について箇条書きにする。

⑥ 考えられる虐待の可能性や面接で確認することをもとに、訪問計画を立てる。

⑦ 訪問・面接に際しては、誰かに事前に知らせておくことなど、改めて確認して記入する。

⑧ 想定しうるリスクに対して、その場で対応できる可能性も可能な限り考えておく。

① 現時点で得られている情報をもとにしながら、多角的視点から虐待発生の可能性を見立て、考えられるものだけ拾い、チャエックする。

② 想定される虐待の可能性を文章化する。この部分が情報収集の根拠となる。

③ 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。

④ 上記の考えられる虐待の可能性をもとに、誰かの情報や、誰が、どのようにして収集するかを記入する。

⑤ 考えられる虐待の可能性をもとに、面接で確認したい項目をチャエックし、具体的な内容について箇条書きにする。

⑥ 考えられる虐待の可能性や面接で確認することをもとに、訪問計画を立てる。

⑦ 訪問・面接に際しては、誰かに事前に知らせておくことなど、改めて確認して記入する。

⑧ 想定しうるリスクに対して、その場で対応できる可能性も可能な限り考えておく。

面	本人	保護者や他の関係者
接	<input type="checkbox"/> ハイパルチエック <input type="checkbox"/> ADL <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> セルフ・ネグレクト <input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
で	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
確	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
認	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
す	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
る	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
こ	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。
と	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。虐待の疑いがある場合は、早急に対応する。

※ 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成のシートを改稿

① 地域包括支援センター担当者が記録し、担当者氏名を記載する。

② 地域包括支援センターで記録、決裁し、原本を市長寿福祉課へ送付する。市へ送付された帳票原本は市長寿福祉課で決裁し、地域包括支援センターへ写しを送付する。

④ 虐待の事実が認められるか否か、また虐待の事実があると判断される場合は、認められる全ての虐待分類をチェックし、判断した根拠を記載する。

⑤ コアメンバー会議で緊急性の判断を検討し、当てはまる項目に☑チェックする。

⑧ ①票、②票、③票で得られた情報から、虐待状態に至った背景・想定される要因などの全体像を要約して記載する。

③ 「虐待事実の有無の確認」、 「緊急性の判断」、 「支援方針の検討・決定」など、招集した会議の目的を記載する。

⑦ 会議における主な協議事項とその結果を要約して記載する。また、虐待解消に向けて解決すべき課題を抽出し、その結果を記載する。

⑨ 会議において決まった支援の方向性（大目標を設定する）、支援方針を記載する。具体的な支援方法は、⑥票 虐待対応支援計画票に記載する。

⑩ 関係機関や他の支援者等を招集する「支援検討会議」が必要な場合は、会議開催の予定日時、場所等を予め設定のうえ記載する。

④票 高齢者虐待対応コアメンバー会議記録

地域包括支援センター
 起案日 29. 〇. △
 決裁日 29. 〇. △

市長寿福祉課
 起案日 . . .
 決裁日 . . .

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

初回
 高齢者氏名 福島 花子
 記録者氏名 田中 清明

会議日時	29年 〇月 △日 (▲曜日) **時**分 ~ **時**分
出席者	市長寿福祉課 氏名: <u>松川 優</u> ももりん 地域包括支援センター 氏名: <u>田中 清明 ・ 東 令子</u>
会議の目的	①虐待の有無について判断する ②現時点での緊急性を判断する ③被虐待者の保護が必要であるかを判断する
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の疑いあり (<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他) <input checked="" type="checkbox"/> 虐待の事実あり (<input checked="" type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 介護放棄 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他) 判断根拠 <u>包括職員で事実確認に行った際、長男より介護負担により母親を叩いてしまう。どうか助けてもらいたいとの話があったため。</u>
緊急性の判断※	<input type="checkbox"/> レッド (緊急保護の検討) <input checked="" type="checkbox"/> イエロー (保護の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 集中的援助 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助) ※【②票 高齢者虐待リスクアセスメント・シート】を参照 判断根拠 <u>長男が長時間介護していると母親を叩いてしまう。また、ここ数か月で何度かあったと話をしており、このままでは繰り返される可能性が大いにあるため。</u>
協議内容	⑥ ②票 リスクアセスメント・シートの【判断の目安】を機械的に適用しないように留意する。あらゆる情報を総合的に判断し、その根拠を簡潔に記載する。 【情報の共有・不明確な情報の確認】 <input type="checkbox"/> 本人は認知症であると思われるが、確定診断はない。 <input type="checkbox"/> 本人の収入状況が不明。 <input type="checkbox"/> 長男の介護負担が増加しているようだが、介護サービスの導入が進まない。 【虐待解消に向けて解決すべき課題】 ①現在の本人の収入や経済状況を把握する。 ②本人の認知力の程度を主治医に確認する。
想定される虐待の全体像 (背景・要因)	ここ3か月で母親の認知力やADLが低下し、介護量も増え、長男がこれまでにない介護負担を感じている。また、世帯としての収入は本人の年金収入だけであると思われ、経済的な理由から介護サービスの導入が進まないのではないかと考えられる。
総合的な支援方針等 (決定事項)	経済的な状況、つまりは貯蓄の有無や借金の有無について確認を行い、必要な場合は生活保護申請により、経済的な支援を行うとともに、介護サービスを利用することで、長男の介護負担の軽減を図る。
支援検討会議予定	予定日時 29年 〇月 〇日 (●曜日) ××時××分から 会場: <u>包括</u> 参加予定者 <u>市 包括・介護支援専門員</u> ・介護保険事業者()・地域団体等()

【支援検討会議】の場合は、地域包括支援センター担当者が記録し、担当者氏名を記載する。

①

②

【支援検討会議】の場合は、地域包括支援センターで記録、決裁し、原本を市長寿福祉課へ送付する。市へ送付された帳票原本は市長寿福祉課で決裁し、地域包括支援センターへ写しを送付する。

⑤票

高齢者虐待対応支援検討会議記録

高齢者氏名 福島 花子 回目 △
 記録者氏名 田中 清明

地域包括支援センター
 起案日 29. △. ◇
 決裁日 29. △. ▽
 市長寿福祉課
 起案日
 決裁日

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

③

該当する会議に○印をつける。

⑤

会議の内容がブシないよう、どのような目的で開催する会議かについて会議開催前に記載する。

会議日時	平成 29 年 △ 月 ◇ 日 (×曜日) ** 時 ** 分 ~ ** 時 ** 分		
会議種別	支援検討会議 支援検討専門委員会		
	【所属】	出席者名(職名)	
出席者 (所属・氏名・職名)	市長寿福祉課	松川 優	
	ももりん 地域包括支援センター	東 令子(保健師)・田中 清明(社会福祉士)	
	ファイト居宅介護支援事業所	尾根 光 ケアマネジャー	
	ウルトラヘルパーステーション	金野 拓 管理者	
	ガッツデイサービスセンター	佐田 麻紀 相談員	

④

【支援検討会議】に出席する支援者または【支援検討専門委員会】に出席する専門職の所属・氏名を記載する。

⑦

会議における主な協議事項とその結果を要約して記載する。また、虐待解消に向けて解決すべき課題を抽出し、その結果を記載する。

会議の目的	⑥	【支援検討専門委員会】の場合は、「立入調査」、「措置入所」、「やむを得ない事由による措置」、「成年後見制度審判の請求」、「高齢者虐待等緊急一時保護」の行政権限の行使に係る意見聴取・検討についてなど、会議開催目的を記載する。
協議内容		<p>養護者の介護負担を軽減するための具体的な対応策を検討する。</p> <p>〈経済状況について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> △月○日より生活保護受給開始となった。 長男はお金の心配をしなくて良くなった。ヘルパーやデイサービスも使うようにしたいと言っていた。(包括東保健師が△月△日に息子より聞き取り) <p>〈介護負担について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 長男は母親の世話をしたいと思っているが認知症についての理解も十分でなくどう対応してよいかわからない様子。 市内に住む長女と包括東保健師が話をしたところ、訪問回数をこれまでの月1回から少し増やすことを考えてみるとのことだったが、定期的な訪問や介護の協力は難しいとのこと。介護サービスを利用するようにしてもらいたいとの希望だった。 <p>〈介護サービスの導入について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担となっている排泄の介助のため訪問介護を利用してはどうか。まずは1日おきくらいに入り本人もサービスになれてきたら回数を増やすことを検討してはどうか。 デイサービスを利用し長男と本人が離れる時間を作ることで負担の軽減になるのではないかと。また、デイサービスを利用することで身体状態の把握もすることが出来る。まずは週1回利用し利用状況を見て回数は増やしていくのがいいのではないかと。 長男は認知症についての理解が十分でなく対応に苦慮している。包括保健師が訪問し長男の話を聞くこと、認知症についての情報提供や対応についてのアドバイス等を行うことで負担の軽減に繋がるのではないかと。 <p>【虐待解消に向けて解決すべき課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスの利用についてケアマネから長男へ情報提供を行う。利用することでのメリット等を理解してもらい、後日担当者会議の開催、利用契約を行いサービス導入につなげる。 <p>【次回開催予定】</p> <p>×月○日**時～ 市役所○○会議室 ※サービス導入後の状況についての確認と今後の対応の検討</p>
総合的な支援方針等(決定事項)	⑧	【支援検討会議】の場合は、必要に応じて次回の会議開催の予定日時・場所等を設定のうえ記載する。
	⑨	長男が介護を1人で抱え込み孤立してしまわないようなサポート体制をつくる。関係機関(市、包括、居宅サービス事業所)で役割分担し、経過については随時情報の共有を行うようにする。
	⑩	【支援検討専門委員会】の場合は、専門職からの意見の聴取を受けて、行政として判断した結果を記載する。また、行政権限の行使に当たっては、⑥票 高齢者虐待対応支援計画票にも具体的方法を記載する。
		【支援検討専門委員会】開催の場合、専門職への出席依頼、会議の招集・司会進行、会議記録の作成と保管は、市長寿福祉課が行う。

③ 支援計画の対象者は誰か「高齢者」「介護者」「支援者」「地域住民」等を記載する。

④ 高齢者虐待対応の最終に向けて解決すべき課題に対して、今後、どのような状態を目指すのかという目標を設定する。

① 支援計画を作成した、該当する会議に○印をつける。

② 計画作成日を記載する。初回以降は、支援経過を把握するため、初回計画の作成日も記載する。

※計画作成日は記入日ではなく、会議開催日とする。

④ 支援計画の実行にあたっての優先順位を記載する。

⑤ 高齢者虐待対応の最終に向けて解決すべき課題を記載する。③票「情報整理シート」などを参考とし、支援の対象者別に記載する。

⑥ 解決すべき課題に対し、「誰が」「何を」「どのように」「いつまでに（評価日）」支援を実施するのかを具体的に記載する。

⑧ 支援計画を実施するにあたり、対応が困難な（困難が予想される）課題を記載する。また、今回の計画に盛り込まないが、今後、検討する必要がある事項などについて記載する。

⑨ 高齢者虐待の最終に向けての総合的な支援の方針・目標を記載する。この結果を④票「高齢者虐待コアメンバー会議記録」や⑤票「高齢者虐待対応支援検討会議記録」における【総合的な支援方針】と同じ内容を記載する。

⑥票 高齢者虐待対応支援計画票（コアメンバー会議・支援検討委員会・支援検討委員会）

高年齢者氏名 福島 花子 様		計画作成日	初回計画作成日	29年	△月	△日
優先順位	1	実施日時・期間／評価日	H29.△.△.○～H29.△.△.× /H29.▽.△.○	実施の有無	実施有りは○印及び実施状況を、未実施は理由を記入	
対象	1. 本人の排泄の失敗が増えてきて、また家の中を歩きたり方向について長男を呼ぶため長男が以前よりも介護に対して負担を感じている。 2. 認知症についての理解が十分でないため長男に押しど付られてしまっている。いりかわからず介護を負担に感じている。	具体的な役割分担	ケアヘルパー ワトヘルパー ケアヘルパー ケアヘルパー ケアヘルパー ケアヘルパー ケアヘルパー	何を・どのように	・サービスマンの利用について長男へ情報提供、同意を得てサービスマンの手続き（契約、サービスマン等）を行う。 ・おむつ交換、身体状態の確認をする。（週3回） ・入浴介助、身体状態の確認をする。（週1回） ・長男の話を聞く。（介護負担についての確認） ・認知症についての情報提供、本人への対応についての助言を行う。	
目標	①サービスマンを利用することで長男の介護負担の軽減をはかる。 ②長男から介護についての話を聞くことで、長男に認知症についての理解が深まり、長男に押しど付られてしまっている。いりかわからず介護を負担に感じている。	対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等（虐待終結に向けた課題等を記載）	対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等（虐待終結に向けた課題等を記載）			
総合的な支援の方針・目標	長男が介護を一人で抱え込み孤立してしまわないようサポート体制をつくる。関係機関（市、包括、居宅サービス事業所）で役割分担し、経過については随時情報の共有を行うようにする。					

① 票 高齢者虐待対応支援計画票の優先順位を記載する。

② 票 高齢者虐待対応支援計画票で設定した目標を転記する。

③ 実施内容・状況の確認を行い、目標の達成状況と達成されたと確認できた事実を記載する。また、確認した時期を日付として記載する。

④ 対応計画の方針・内容について、見直しや変更の必要性があるかについて、検討し、記載する。変更がある場合は内容を要約し、記載する。

⑤ 本人（養護者）の状況が計画策定時と変化がないか、新たな状況が発生していないかを確認し、記載する。

⑥ ※ f.その他には、セルフネグレクトなどが考えられる。

⑦ 支援計画を評価し、事実確認と目標達成状況を確認した時点で、虐待の状況を評価し、必要に応じて「1～5」段階から判定を行い、記載する。

⑧ 新たな課題抽出がされ、対応方針の変更と新たな対応計画の必要性がある場合は、その根拠と対応の内容について記載する。

⑨ 対応計画の全体的な評価のまとめを記載する。虐待の終結に向かう場合は【①高齢者虐待状態が解消されていること】【②高齢者が安心して生活を送るために必要な環境整備の目処がたった状態】であることを具体的に記載する。

⑩ 評価の結果、虐待終結に向けた対応が今後どのように継続されるかを「1～5」から選択する。

高齢者虐待対応支援評価票

記入年月日 29年 △月 ○日

計画評価: △ 回目

会議日時: 29年 △月 ○日 **時**分～**時**分

高齢者氏名 福島 花子

課題番号 1

実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)
長男の意向を確認しサービス利用について情報提供。サービス導入の調整、手続き。/フットジョブ・尾根CM

目標
1 サービスを利用することで長男の介護負担の軽減を図る。
2 長男から介護についての話を聞くことや、長男に認知症についての情報提供を行うことで介護負担の軽減を図る。

目標達成状況(日付)
(達成した目標の内容とその根拠＝確認した事実を記載)
サービス導入としてDヘルパーによるおむつ交換、身体状態の確認(週3回)/H29.△.○のデイサービス利用開始し入浴の機会を確保、あわせて身体状態の確認(週1回)/H29.△.○

介護者の状況(意見、希望)
介護サービスを利用することにより、かみり自分の負担が軽減した。生活保護ばかり、費用について心配することがない。母親がデイサービスに通い、楽しんでる姿が嬉しい。自分の時間も持てるようになったため、仕事も探し始めようかなと思っている。昔が自分の話を聞いてくれるので、母親に対し、叩いたり、怒鳴ったりすることはほとんど無くなった。

高齢者本人の状況(意見、希望)
息子におむつ交換されることに抵抗があった。今はヘルパーがやってくれてくれるので良かった。また、デイサービスは楽しかったので、また、行きたい。息子があまり怒りなくなってきた。

養護者の状況(意見、希望)
介護サービスを利用することにより、かみり自分の負担が軽減した。生活保護ばかり、費用について心配することがない。母親がデイサービスに通い、楽しんでる姿が嬉しい。自分の時間も持てるようになったため、仕事も探し始めようかなと思っている。昔が自分の話を聞いてくれるので、母親に対し、叩いたり、怒鳴ったりすることはほとんど無くなった。

養護者支援の必要性 あり なし

今後の対応
1. 虐待対応支援の終結
2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行
3. 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続
4. アセスメント、支援計画の見直し
5. その他()

虐待種別
a. 身体的虐待 4
b. 放棄・放任 5
c. 心理的虐待 5
d. 性的虐待 5
e. 経済的虐待 5
f. その他 5

判定
4
5
5
5
5
5

新たな支援計画の必要性
なし

⑦

⑥

⑧

⑨

⑩

①

地域包括支援センター担当者が記録し、担当者氏名を記載する。

②

地域包括支援センターで記録、決裁し、原本を市長寿福祉課へ送付する。市へ送付された帳票原本は市長寿福祉課で決裁し、地域包括支援センターへ写しを送付する。

⑧票

高齢者虐待対応コアメンバー会議記録(終結)

高齢者氏名 福島 花子
記録者氏名 田中 清明

地域包括支援センター
起案日 29 . ◎ . ◇
決裁日 29 . ◎ . ◇
市長寿福祉課
起案日 . . .
決裁日 . . .

管理者	職員	職員	担当者
課長	課長補佐	係長	担当者

③

会議における主な協議事項とその結果を要約して記載する。また、終結後の対応として必要な事項を記載する。

会議日時	29年 ◎月 ◇日 (△曜日) **時 **分 ~ **時 **分
出席者	市長寿福祉課 松川 優 ももりん 地域包括支援センター 田中社会福祉士 東保健師
会議の目的	終結の最終的な決定を行う

協議内容

本人の認知症が進行し、介護の負担感が増していく中、介護サービスを利用することなく精神的負担も大きくなっていくことから発生していた身体的虐待だったが、生活保護受給や介護保険サービスの導入、養護者に対する認知症への理解のためのサポートなどを行っていくことで、虐待状態が解消されたことが確認できた。

よって、福島花子氏に対する虐待対応を終結する。

④

今後の対応策について○を付ける。他機関へ引き継ぐ場合は、他機関名を記載する。終結後、包括としてどのように関わるのか、モニタリングの方法や期間などを【対応策】の欄に具体的に記載しておく。

今後の対応	<p>① 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行</p> <p>2. 他の機関へ関与を引き継ぐ (他機関:)</p> <p>3. その他 ()</p> <p>【対応策】</p> <p>その後の経過については、担当ケアマネに状況の確認を行っていく (3か月に1回)。必要があれば、ケアマネへの後方支援を行っていく。</p>
-------	---

②

電話連絡や対応内容、また会議の開催や支援計画に基づく対応などの出来事または転機等について記載する。
例) 架電、入電、訪問、来所、第〇回コアメンバー会議開催、緊急一時保護実施など

③

支援経過を把握しやすくするため、何枚目の記録用紙かNo.を記載する。

⑨票

高齢者虐待対応経過記録用紙

No. 1

高齢者氏名: 福島 花子

年月日	時間	項目 (会議名等)	記録	記入者
※年※月※日	※:※	入電	ファイト居宅介護支援事業所 尾根ケアマネより電話相談。 長男より「母親を叩いてしまう」と相談されたこと。 本人は要介護3で、認知症が進行しており家中を歩き回ったり、 長男の姿が見えないと長男の名前を呼び続けたり、排泄行為も 介助が必要な状況であるため、長男の精神的疲労が強い状況と。 担当ケアマネは今後の対応に不安があり、包括に相談したと。 担当ケアマネの話から、高齢者虐待が疑われるため、一度包括内 で今後の対応について検討することにする。本人と長男の詳しい 情報や虐待の内容については①票と③票に記入済み。	田中清明
※年※月※日	※:※	センター内 情報共有	センター内で相談内容を共有する。 高齢者虐待の疑いがあるため、福島市の長寿支援係に相談する こととなる。	田中清明
※年※月※日	※:※	架電	長寿支援係に電話し、相談内容を共有する。 高齢者虐待の疑いがあることを共有。包括で訪問し事実確認を行う こととなる。事実確認前の協議シートから訪問時に確認する事項や 訪問方法について確認・共有する。訪問後に初回コアメンバー会議 を実施することとし、〇月△日で予定する。	田中清明
※年※月※日	※:※	架電	尾根ケアマネに連絡。市と協議し、包括で訪問することになったので、 日程調整を依頼する。長男と相談し〇月〇日に訪問予定とする。	田中清明
※年※月※日	※:※	訪問	包括 田中と東が同行訪問。 長男より「長時間介護していると母親を叩いてしまう。ここ数か月で 何度かあった。どうにか助けてほしい。」との話が聞かれた。本人は ここ数か月でトイレを失敗することが多くなり、長男の介護負担が増 加している様子。また長男は働いておらず、経済的支援についても 検討が必要である。訪問の状況を電話にて長寿支援係に報告。	東 令子
※年※月※日	※:※	初回コア メンバー会議	初回コアメンバー会議開催 会議内容については、④票の初回コアメンバー会議記録を参照。	田中清明

①

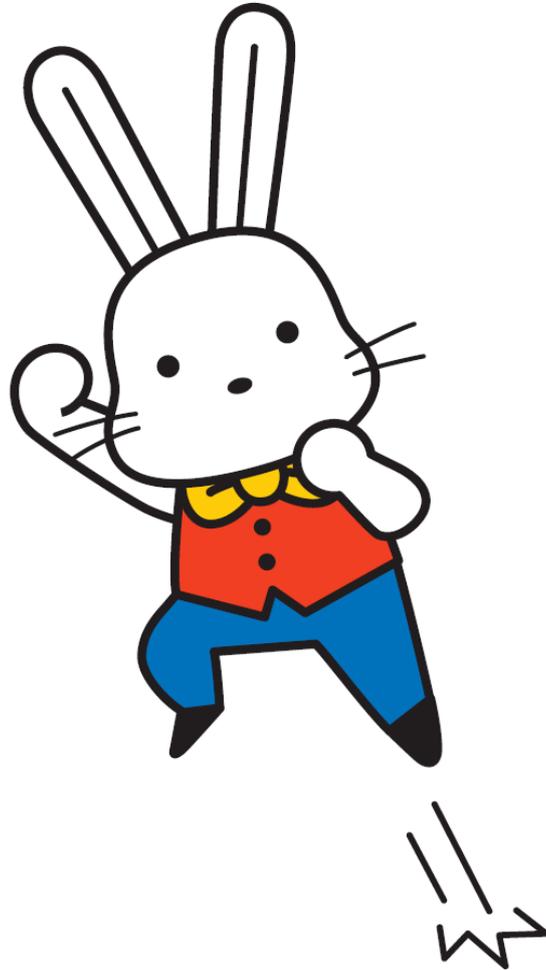
虐待対応に関する支援・出来事等は、時系列に全て記載する。

④

記録を記入した者の名前を記載する。

⑤

記入事項が満たされていれば、様式については任意のもので構わない。
記録は、各段階での様々な判断の根拠となるものであり、のちに検証する際に市と包括
で互いに記録を確認することもあるため、丁寧に記入する。



高齢者虐待対応マニュアル

平成29年8月 初版

令和 2年3月 改訂

作成・編集	福島市健康福祉部長寿福祉課 福島市高齢者虐待対応検討委員会
発行	福島市健康福祉部長寿福祉課
住所	〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話	024-525-7657